

第3次いちかわハートフルプラン

〔市川市障害者計画・第5期市川市障害福祉計画・
第1期市川市障害児福祉計画〕

【平成30～32年度】

(2018～2020年度)

平成30年3月



【計画全体の構成】

〔第1部：総論〕

第1章 計画の策定にあたって

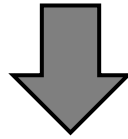
（計画とはどういうものか、背景と趣旨、法的位置づけや計画期間など）

第2章 障害のある人及び障害福祉の現況と課題

（現状と課題の集約・分析、国内外の動向、障害者手帳所持者数、現行計画の総括、意識調査やアンケート調査、ヒアリング、自立支援協議会からの意見などを踏まえて課題を集約）

第3章 計画の基本的な考え方

（この計画の理念や目標、施策に共通する考え方、施策体系）



〔第2部：各論〕

第4章 重点施策

（計画期間において横断的・重点的に取り組む施策）

第5章 市川市障害者計画

（各施策及び具体的事業に関する計画）

第6章 第5期市川市障害福祉計画・第1期市川市障害児福祉計画

（障害者総合支援法に定める障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業と児童福祉法に定める障害児通所等に関する計画）

第7章 計画推進のために

（計画を着実に進めるための方策）

目次

〔第1部：総論〕

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間.....	4
4. 成果目標と活動指標.....	5
第2章 障害のある人及び障害福祉の現況と課題.....	6
1. 障害者施策をめぐる内外の動き	6
2. 本市における障害のある人の現況.....	9
3. 第2次いちかわハートフルプランの総括.....	15
4. 障害者施策に対する市民の意識とニーズ.....	29
5. 障害児通所支援サービス利用のアンケート調査.....	35
6. 障害者団体へのヒアリング.....	37
7. 自立支援協議会等からの意見.....	41
8. 課題のまとめ	45
第3章 計画の基本的な考え方.....	47
1. 計画の理念.....	47
2. 計画の将来像	48
3. 計画の基本目標と施策推進の方向.....	49
4. 各施策に共通する横断的視点.....	50
5. 施策体系.....	52


〔第2部：各論〕

第4章 重点施策.....	53
1. 重点施策とは	53
2. 重点施策.....	54
第5章 市川市障害者計画.....	60
第1節 子育て・教育の充実 ～のびのびと育つ～.....	61
1. 子育て支援.....	61

2. 学校教育.....	64
第2節 社会参加・就労の促進 ～地域で活動する～	67
1. 生涯学習.....	67
2. スポーツ・レクリエーション・文化芸術活動	69
3. 就労支援・雇用促進.....	71
第3節 生活支援の充実 ～地域で暮らす～	74
1. 福祉サービス.....	74
2. コミュニケーション・移動サービス	78
第4節 相談・権利擁護体制の確立 ～自分で決める～	80
1. 相談・情報提供	80
2. 権利擁護.....	82
第5節 保健・医療・リハビリテーションの充実 ～健やかに暮らす～	85
1. 健康づくり・予防.....	85
2. 医療・リハビリテーション	87
第6節 誰にとっても暮らしやすいまちづくりの推進 ～安心して暮らす～	90
1. 福祉のまちづくり.....	90
2. 居住環境の整備	93
3. 災害対策・防犯	95
第7節 地域の理解・支援の促進 ～地域で支え合う～	98
1. 理解促進.....	98
2. 交流の機会・場づくり	100
3. 人材確保・育成	102
4. ネットワーク形成.....	104
事業体系.....	106
第6章 第5期市川市障害福祉計画・第1期市川市障害児福祉計画.....	108
1. 障害福祉計画・障害児福祉計画の方向性.....	108
2. 成果目標.....	110
3. 障害福祉計画に定める障害福祉サービス等の体系	115
障害児福祉計画に定める障害児通所支援等の体系	115
4. 障害福祉サービスの整備	117
5. 相談支援の整備.....	125
6. 地域生活支援事業の整備	128
7. 障害児通所支援等の整備	142
第7章 計画推進のために.....	145

〔第3部：資料編〕

I	資料	147
1	策定体制と策定の経過	147
2	市川市社会福祉審議会条例	149
3	市川市社会福祉審議会委員名簿	151
II	参考資料	153
1	「障害のある方々の暮らしと福祉についての意識調査」について	153
2	「障害児通所支援サービス利用のアンケート調査」について	154
3	障害者計画策定プロジェクトチームについて	155
III	用語解説	157



第1部
総論

【計画全体の構成】

〔第1部：総論〕

第1章 計画の策定にあたって

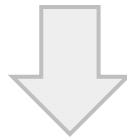
（計画とはどういうものか、背景と趣旨、法的位置づけや計画期間など）

第2章 障害のある人及び障害福祉の現況と課題

（現状と課題の集約・分析、国内外の動向、障害者手帳所持者数、現行計画の総括、意識調査やアンケート調査、ヒアリング、自立支援協議会からの意見などを踏まえて課題を集約）

第3章 計画の基本的な考え方

（この計画の理念や目標、施策に共通する考え方、施策体系）



〔第2部：各論〕

第4章 重点施策

（計画期間において横断的・重点的に取り組む施策）

第5章 市川市障害者計画

（各施策及び具体的事業に関する計画）

第6章 第5期市川市障害福祉計画・第1期市川市障害児福祉計画

（障害者総合支援法に定める障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業と児童福祉法に定める障害児通所等に関する計画）

第7章 計画推進のために

（計画を着実に進めるための方策）

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

本市では、ノーマライゼーション社会の実現を目指し、すべての市民の人権が尊重され、地域社会でいきいきと暮らしていけるよう、「自立・参加・共生」を理念とした「市川市障害者施策長期計画」（平成10～19年度）を改定し、平成20年3月に「市川市障害者計画（基本計画）」（平成20～29年度）を策定しました。

この計画では、近年の新しい制度や枠組みへの対応はもとより、新たな課題への取り組みを進めるために、これまでの計画理念を引き継ぎながら、本市の将来像を「誰もが自分にあった生活を選ぶことができ、安心して暮らせるまち」と定め、3つの基本目標のもと、6つの施策推進の方向に沿って、施策を計画的に推進してきました。

一方、障害者自立支援法（平成25年度からは「障害者総合支援法」）に基づき、平成18年度より3年間ごとに策定される市川市障害福祉計画は、「市川市障害者計画（基本計画）」における様々な分野の中でも、特に生活支援分野における実施計画という位置づけから、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業などの提供体制を整備し、自立支援給付や地域生活支援事業の円滑な実施を確保することを目的に、必要なサービス量を見込み、これを確保するための方策を定めた計画となっています。

その後、本市では、障害者計画（基本計画）に定めた6つの施策の方向性のもとに、実施計画と障害福祉計画を策定し、これを「いちかわハートフルプラン」（平成24～26年度）、「第2次いちかわハートフルプラン」（平成27～29年度）として推進してきました。

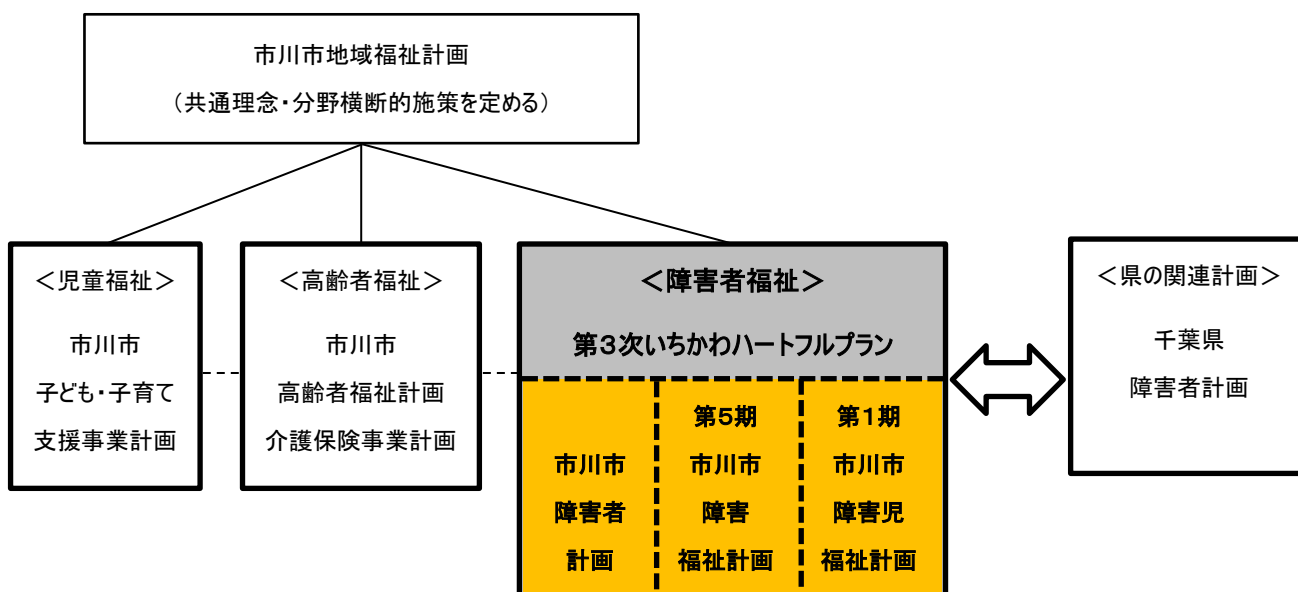
その間の、障害者総合支援法の施行、障害者虐待防止法や障害者差別解消法の制定、国における「第3次障害者基本計画」の策定、さらには平成27年度より施行の「生活困窮者自立支援法」や平成30年度に予定されている「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正など、関連する法改正等の動向を踏まえ、これまでの「市川市障害者計画（基本計画）」及び「第2次いちかわハートフルプラン」の進捗状況等の分析・評価を行ったうえで、引き続き取り組むべき課題や新たな課題を整理しました。これらの課題への取り組みを行うとともに、社会情勢の変化や法制度の改正等への対応を容易にし、さらに、市民にとってわかりやすい計画とするため、平成30年度から32年度を計画期間として、これまでの「市川市障害者計画（基本計画）」及び「第2次いちかわハートフルプラン」を統合するかたちで「第3次いちかわハートフルプラン」の策定を行うこととしました。

2. 計画の位置づけ

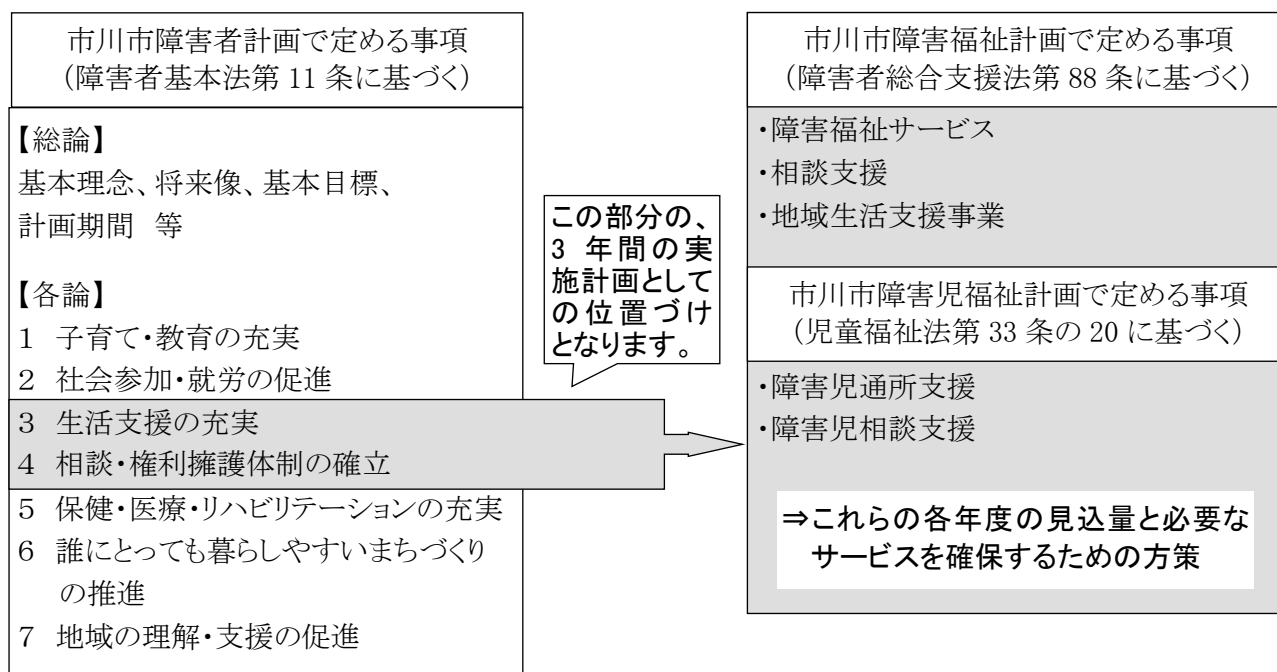
第3次いちかわハートフルプランの位置づけは、次のとおりです。

- 本計画は「市川市障害者計画」「第5期市川市障害福祉計画」「第1期市川市障害児福祉計画」から構成されます。
- 「市川市障害者計画」は、障害者基本法第11条に基づき策定を義務付けられた法定計画であり、障害のある人のための施策に関する基本的な計画となります。
- 「第5期市川市障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に基づき策定するもので、障害福祉サービス等の確保に関する計画となります。
- 「第1期市川市障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に基づき策定するもので、障害児通所支援等の確保に関する計画となります。
- この計画は、「市川市総合計画（I & Iプラン21）」に基づく部門別計画に位置づけられるものです。
- この計画は、「第4期市川市地域福祉計画」との整合性と調和を図るほか、子ども・子育て支援施策、保健医療施策、高齢者福祉等に関連する、他の施策別計画との調和を図りながら定めるものです。

第3次いちかわハートフルプランと関連する諸計画の位置付け

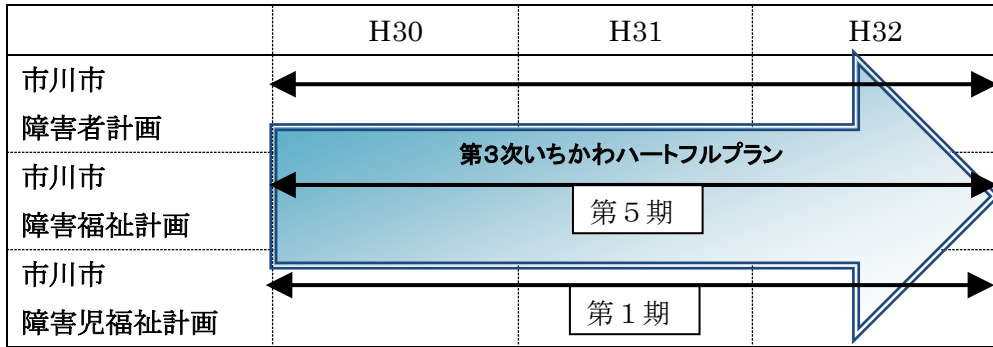


■障害者計画と障害福祉計画・障害児福祉計画の関係

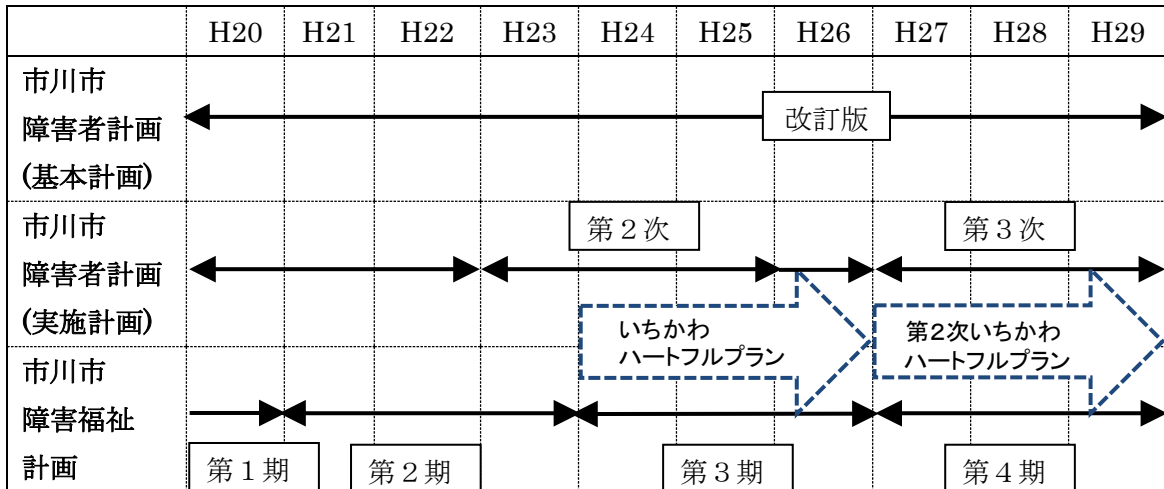


3. 計画の期間

- この計画は、平成30年度から32年度までの3年間で計画期間として策定します。
- なお、計画期間中においても、法制度の改正や社会情勢の大きな変化が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。



■これまでの計画



4. 成果目標と活動指標

本計画における「成果目標」及び「活動指標」に関する考え方は以下のとおりです。

【成果目標】

障害福祉サービス等の提供体制確保の一環として、基本指針の中で、基本理念等を踏まえて国全体で達成すべき数値目標（成果目標）を設定。都道府県及び市町村は、基本指針の規定に沿ってそれぞれの成果目標を設定し、少なくとも年に1回はその進捗状況を分析・評価した上で必要な対応を行う。

【活動指標】

国全体で達成すべき数値目標の形では設定しないが、都道府県・市町村において、基本指針に定める基本理念や提供体制確保の基本的考え方、障害福祉サービス提供体制確保に関する成果目標等を達成するために必要なサービス提供量等の見込み（活動指標）を定め、その確保状況の進捗を定期的に分析・評価する。

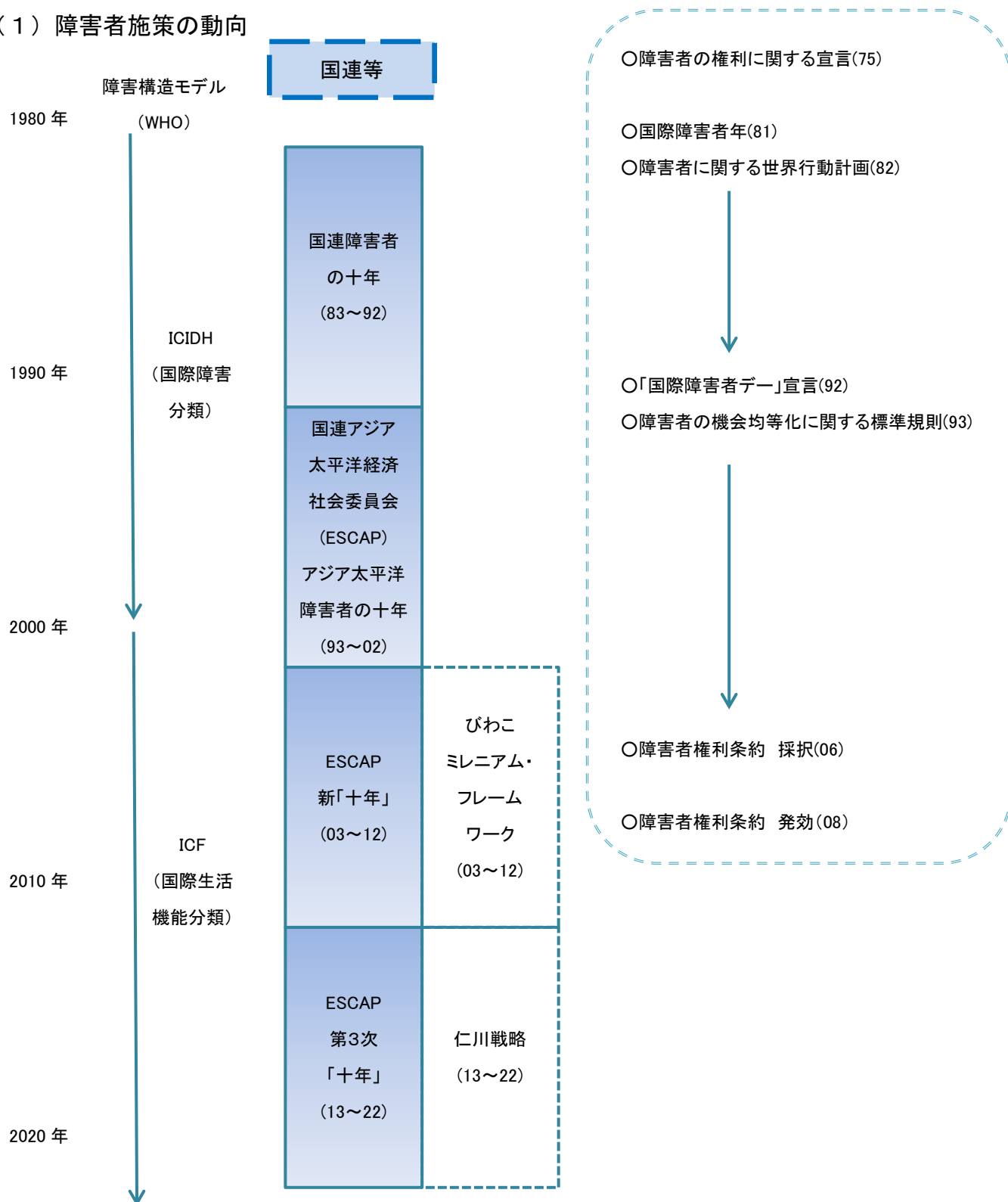
なお、上記の考え方は、平成29年3月31日付けで国から示された、都道府県や市町村が第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画を策定するにあたって即すべき事項を定めた「基本指針（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針）」に基づくものです。

計画の作成（Plan）、実施（Do）、点検評価（Check）、改善（Act）の一連の流れにこのような指標等を位置づけることにより計画の推進を図る仕組みは、本市でも以前より導入しているところですが、上記の「成果目標」「活動指標」についての考え方を踏まえて、本計画においても「成果目標」及び「活動指標」を設定することとします。

第2章 障害のある人及び障害福祉の現況と課題

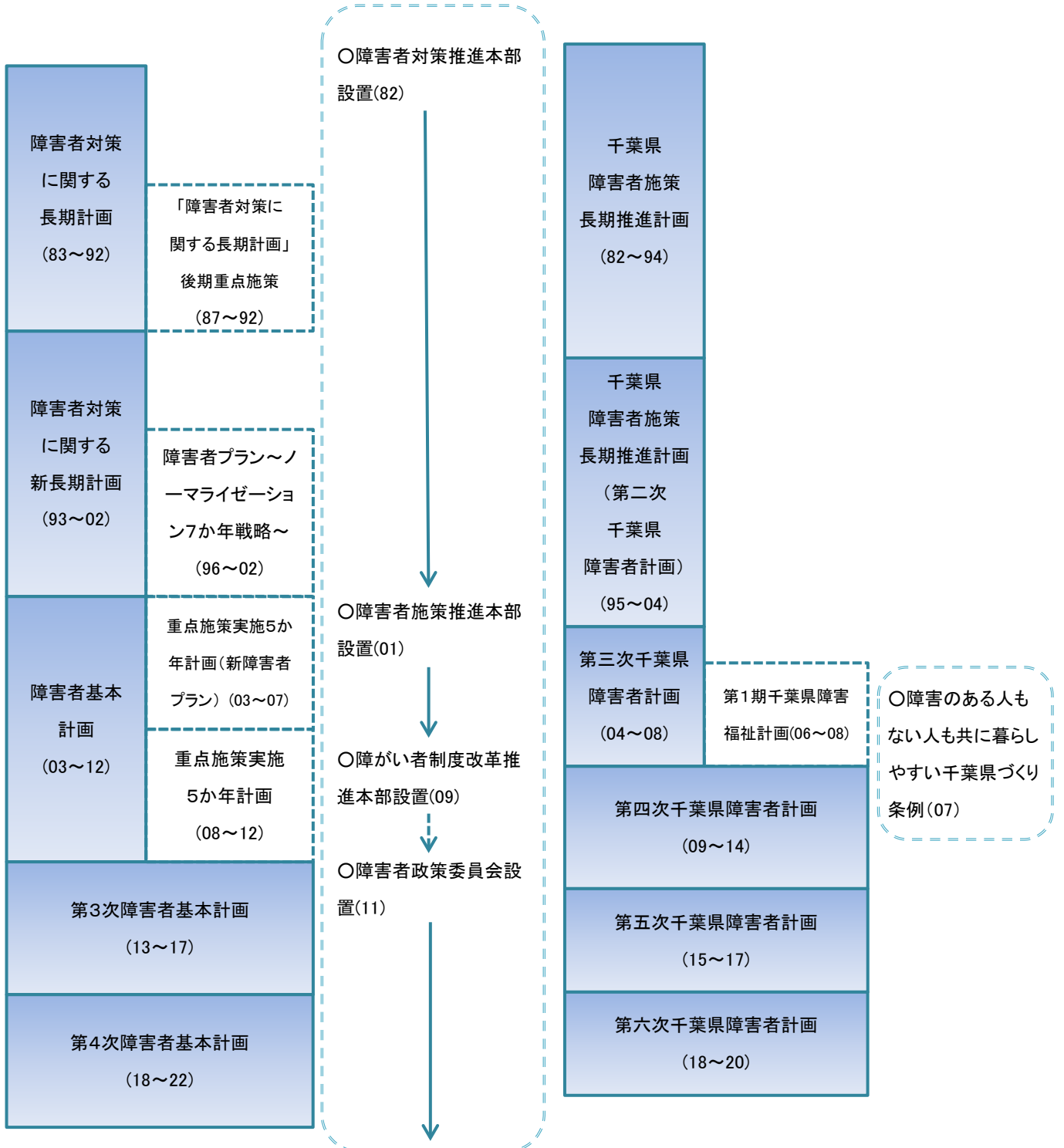
1. 障害者施策をめぐる内外の動き

(1) 障害者施策の動向

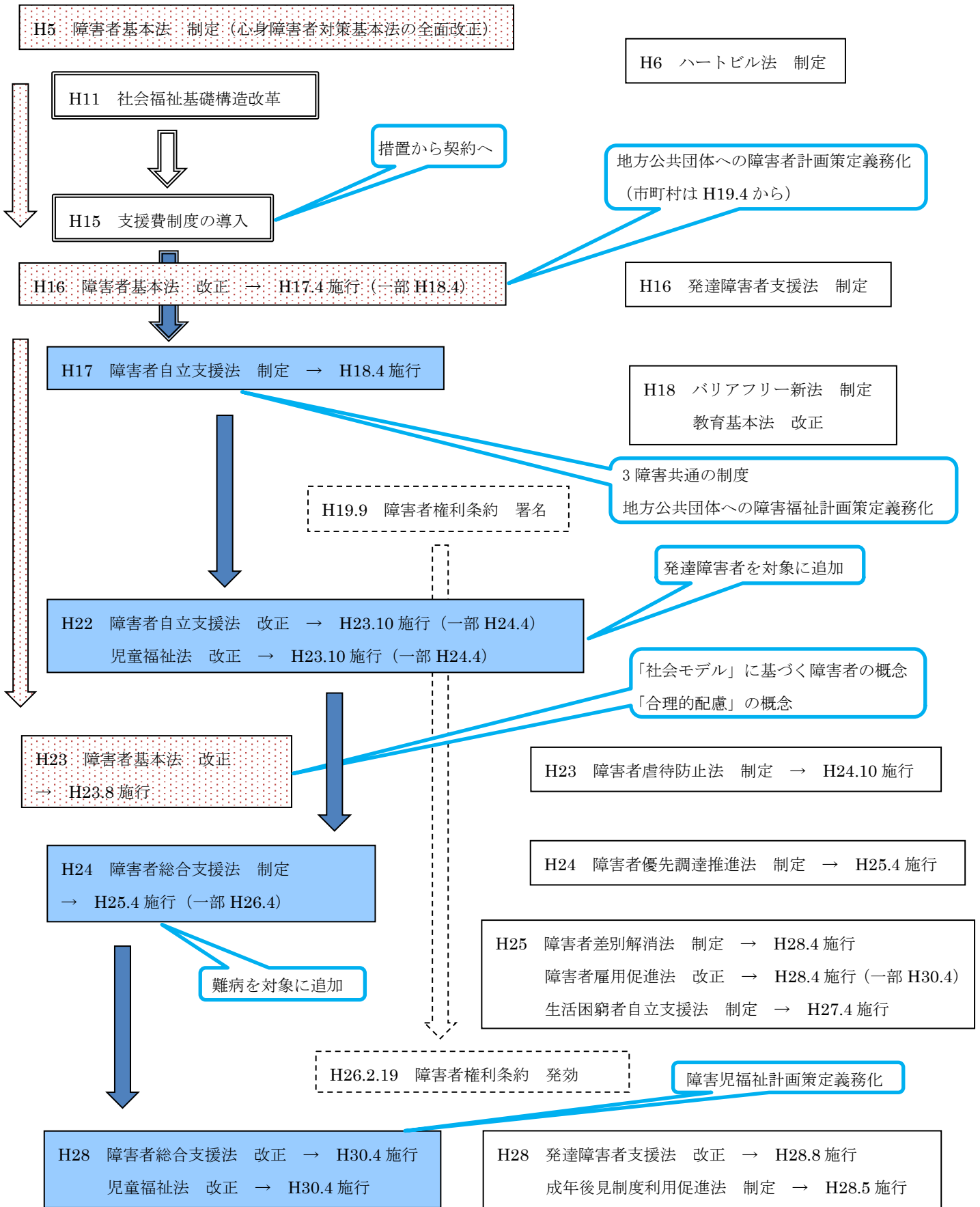


国の計画等

県の計画等



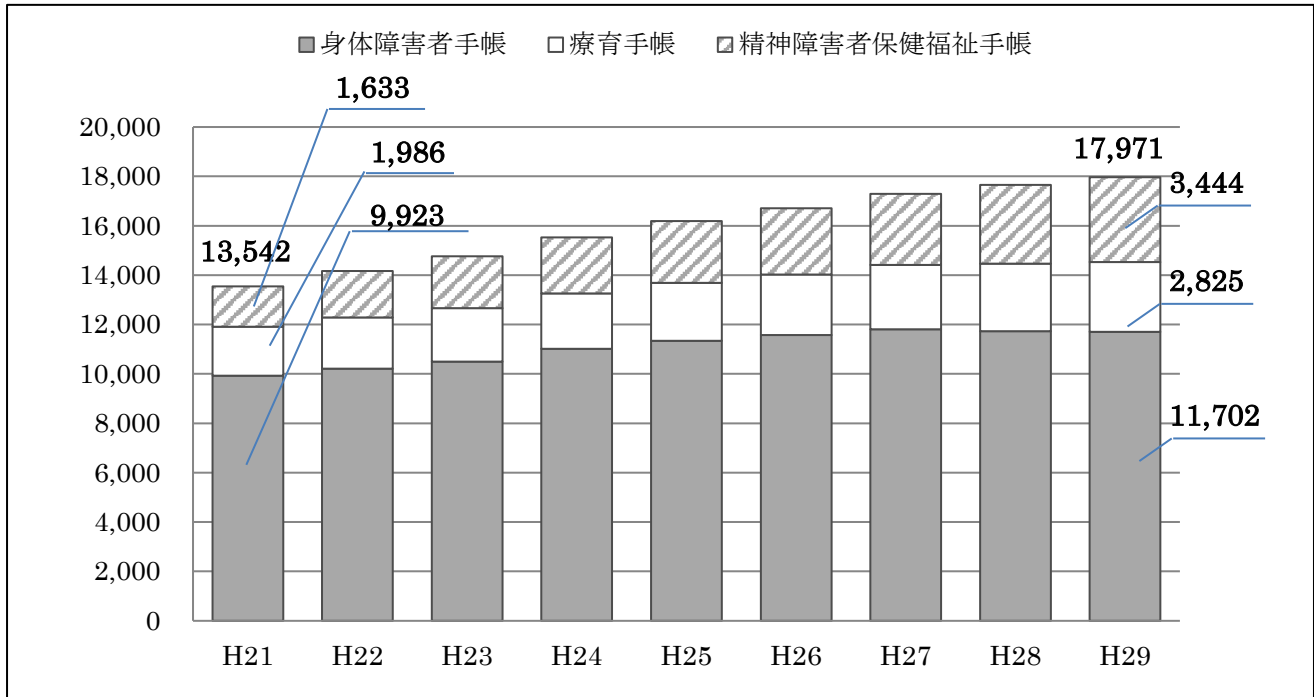
(2) 障害者施策に関する国内法等の変遷



2. 本市における障害のある人の現況

(1) 手帳所持者数等の推移

手帳所持者数の推移



	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
身体障害者 手帳	9,923 (245)	10,212 (289)	10,497 (292)	11,018 (300)	11,348 (285)	11,575 (268)	11,807 (265)	11,736 (266)	11,702 (267)
療育手帳	1,986 (642)	2,077 (673)	2,164 (694)	2,243 (694)	2,343 (711)	2,454 (741)	2,604 (805)	2,725 (852)	2,825 (846)
精神障害者 保健福祉 手帳	1,633 (5)	1,874 (7)	2,100 (8)	2,268 (9)	2,502 (15)	2,686 (20)	2,888 (29)	3,196 (52)	3,444 (52)
合計	13,542 (892)	14,163 (969)	14,761 (994)	15,529 (1,003)	16,193 (1,011)	16,715 (1,029)	17,299 (1,099)	17,657 (1,170)	17,971 (1,165)

注1) 3障害ともに障害者の実数ではなく、手帳所持者数

資料：障害者支援課

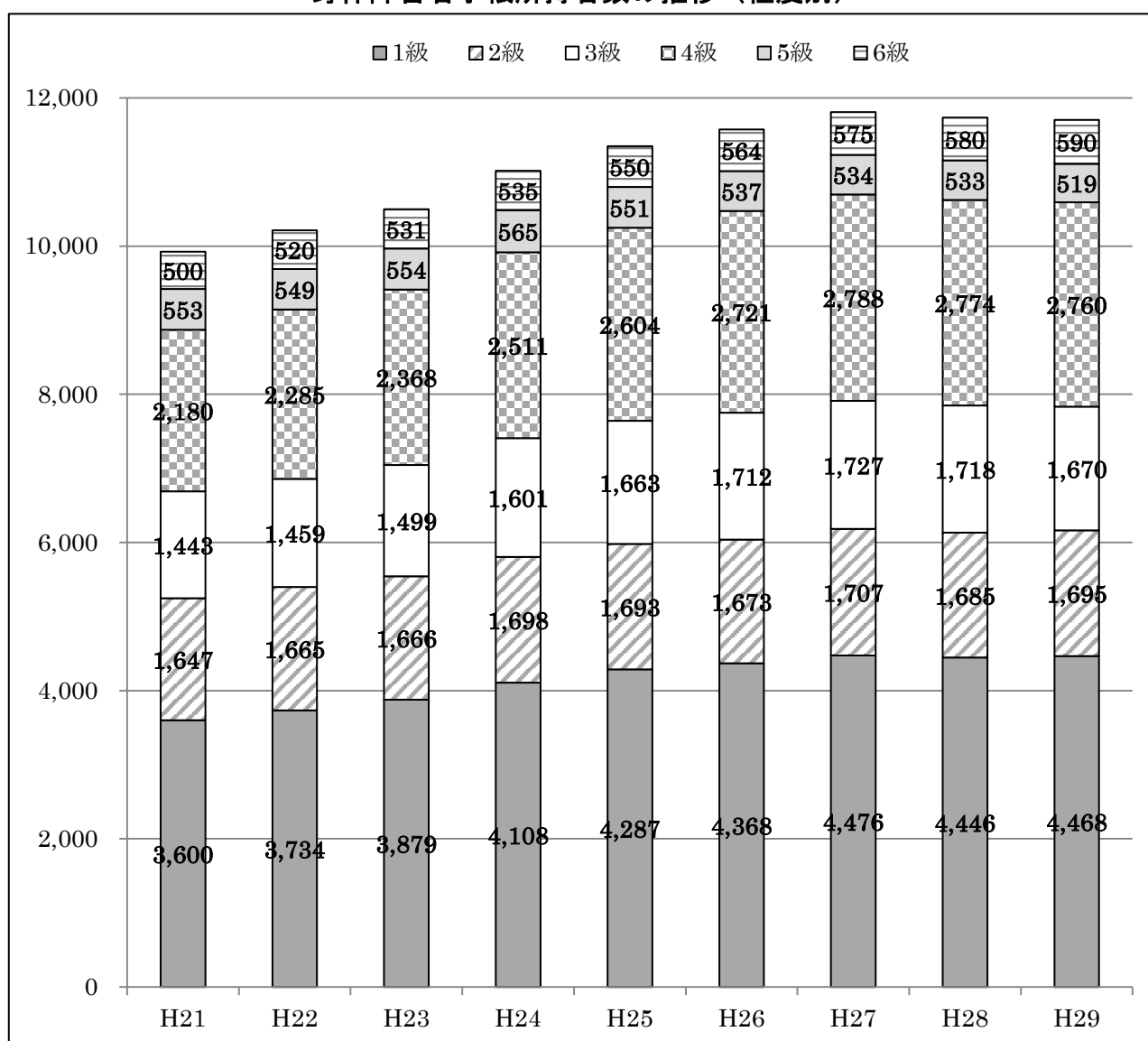
注2) ()内は18歳未満の数

手帳所持者が人口に占める割合（各年4月1日現在）

		H21	H25	H29
身体障害者手帳		2.0%	2.4%	2.4%
療育手帳		0.4%	0.5%	0.6%
精神障害者保健福祉手帳		0.3%	0.5%	0.7%
合計		2.7%	3.3%	3.7%
参考	市総人口	474,313 人	468,367 人	482,544 人
	市総世帯数	218,000 世帯	223,269 世帯	237,847 世帯
	平均世帯人員	2.18 人	2.10 人	2.03 人

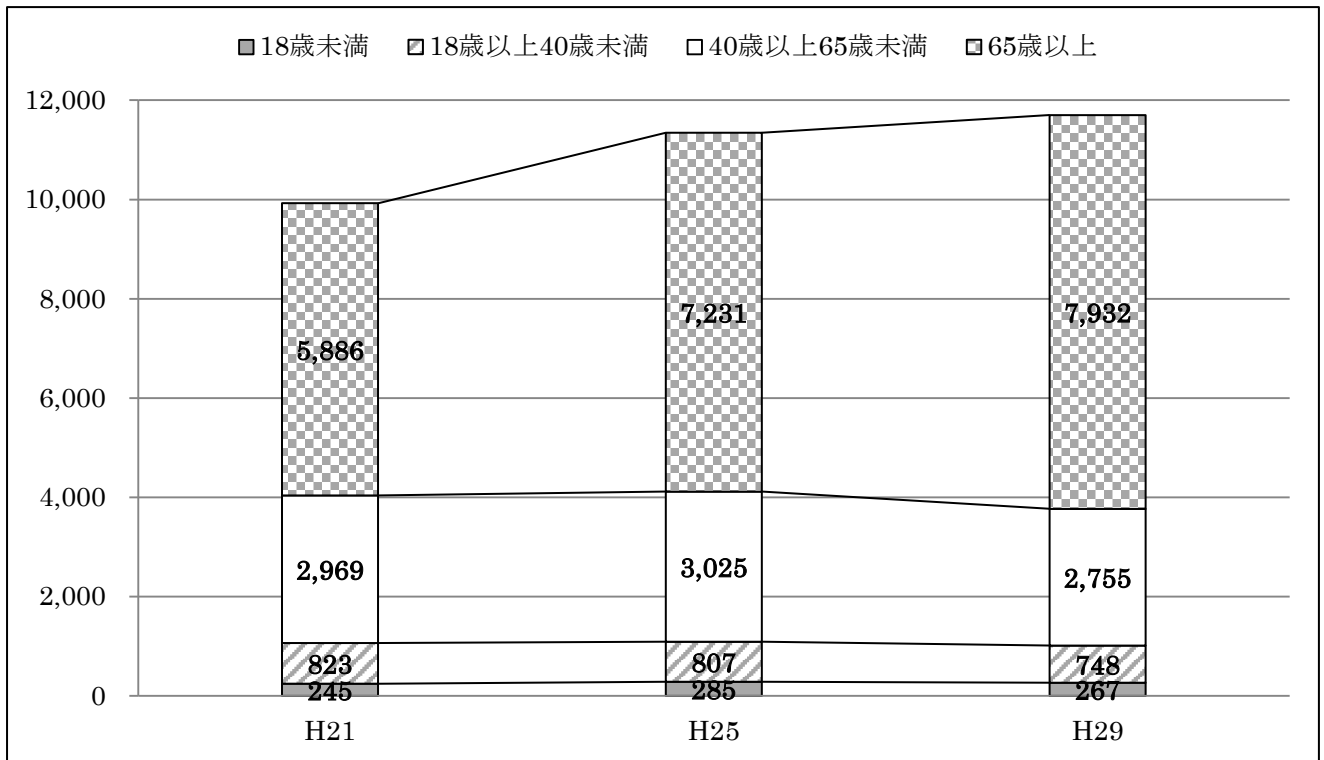
資料：障害者支援課・総務課

身体障害者手帳所持者数の推移（程度別）



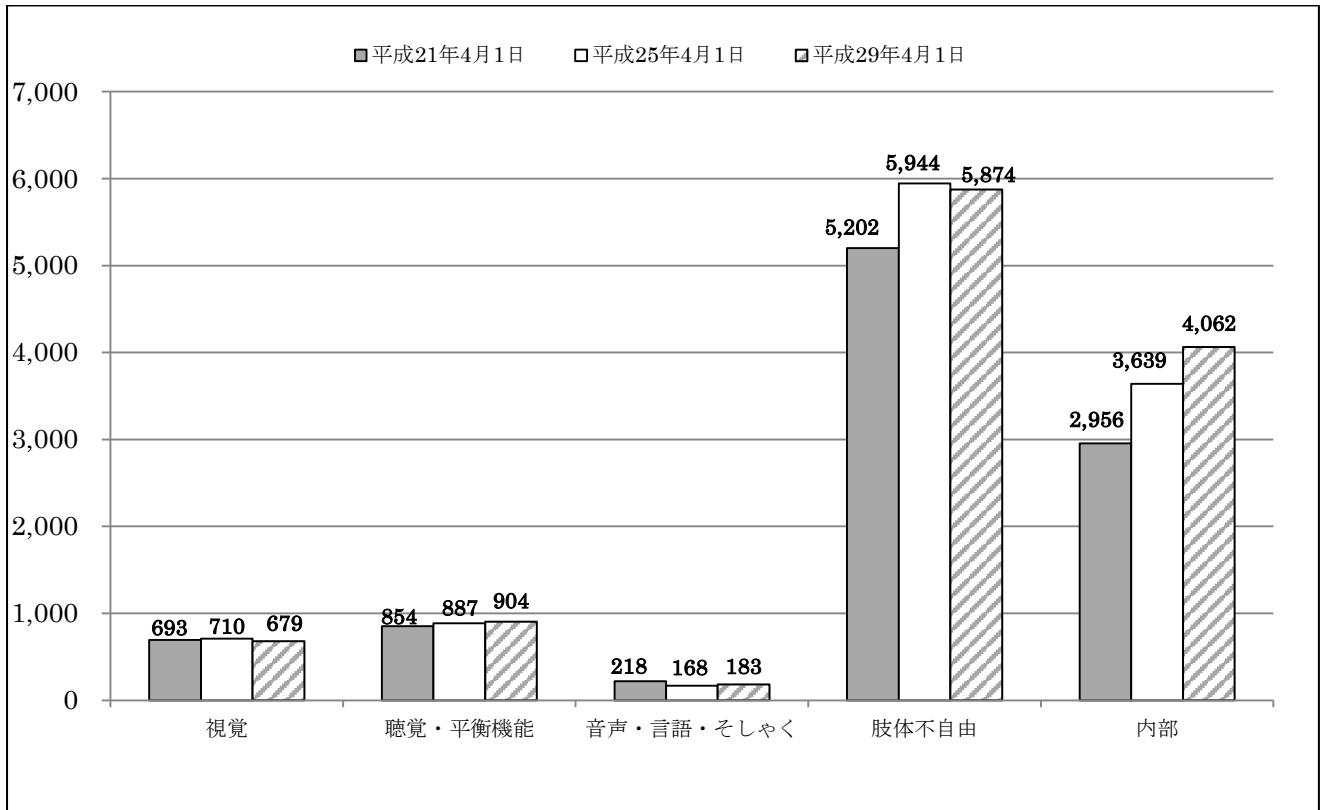
資料：障害者支援課

身体障害者手帳所持者数の推移（年齢層別）



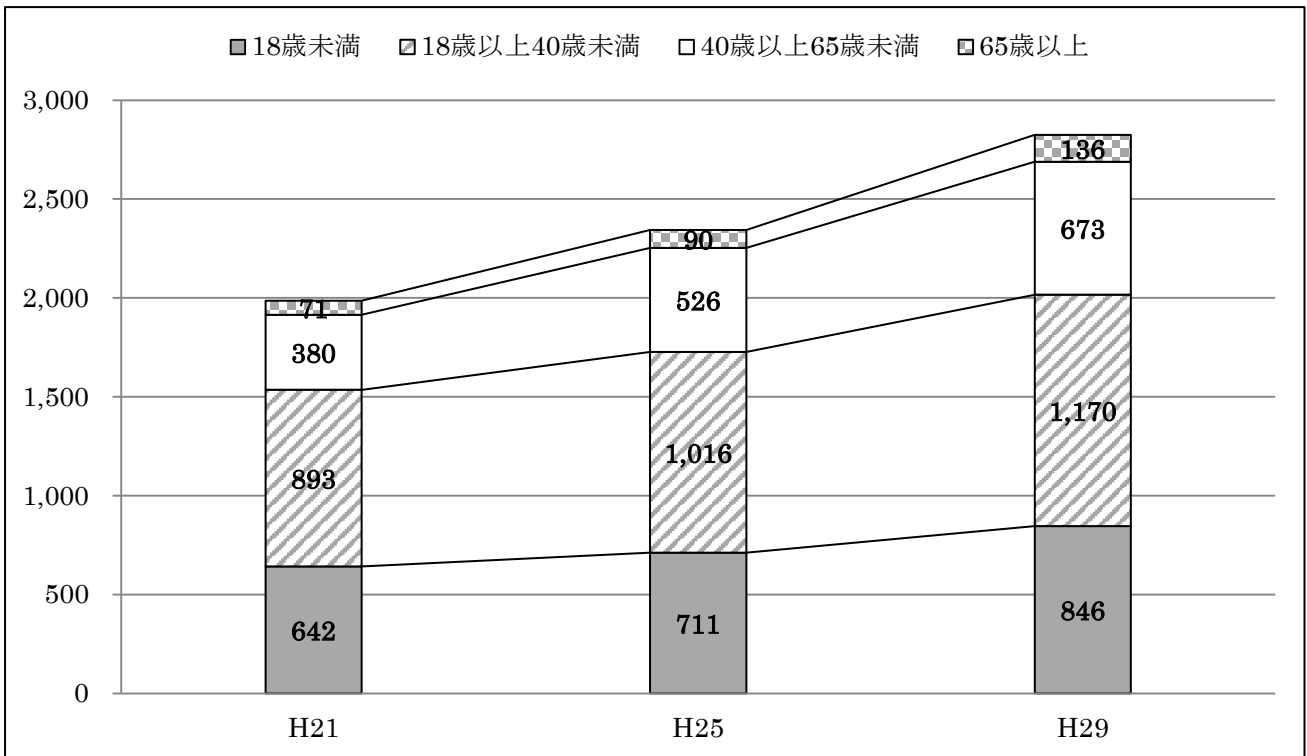
資料：障害者支援課

身体障害者手帳所持者における障害部位別人数



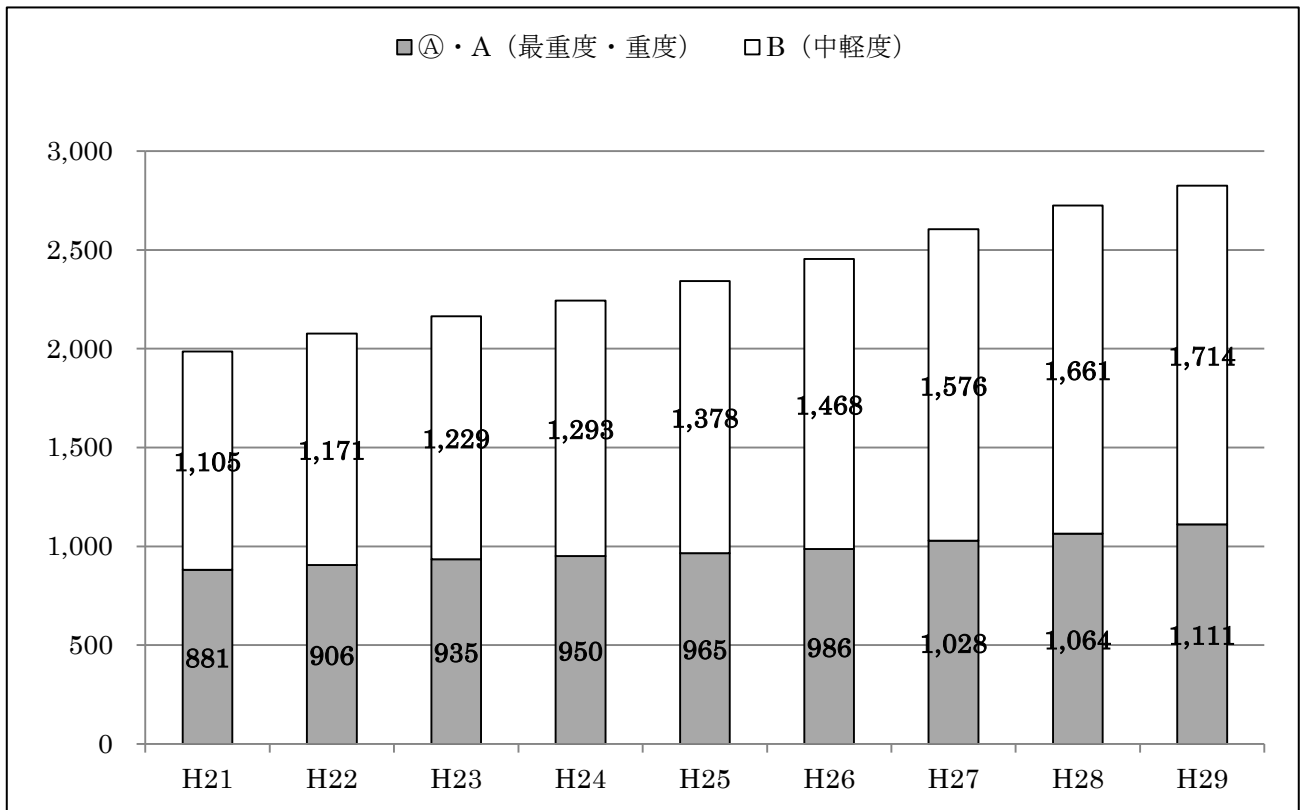
資料：障害者支援課

療育手帳所持者数の推移（年齢層別）



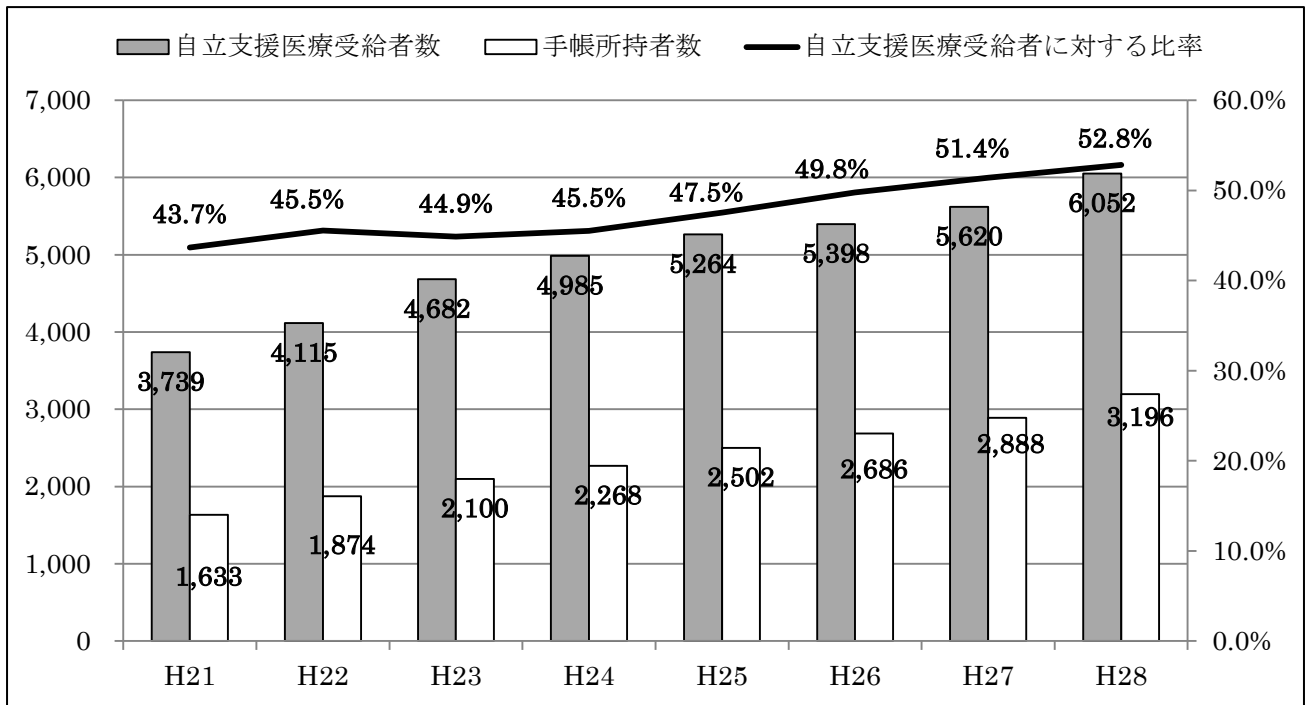
資料：障害者支援課

療育手帳所持者数の推移（程度別）



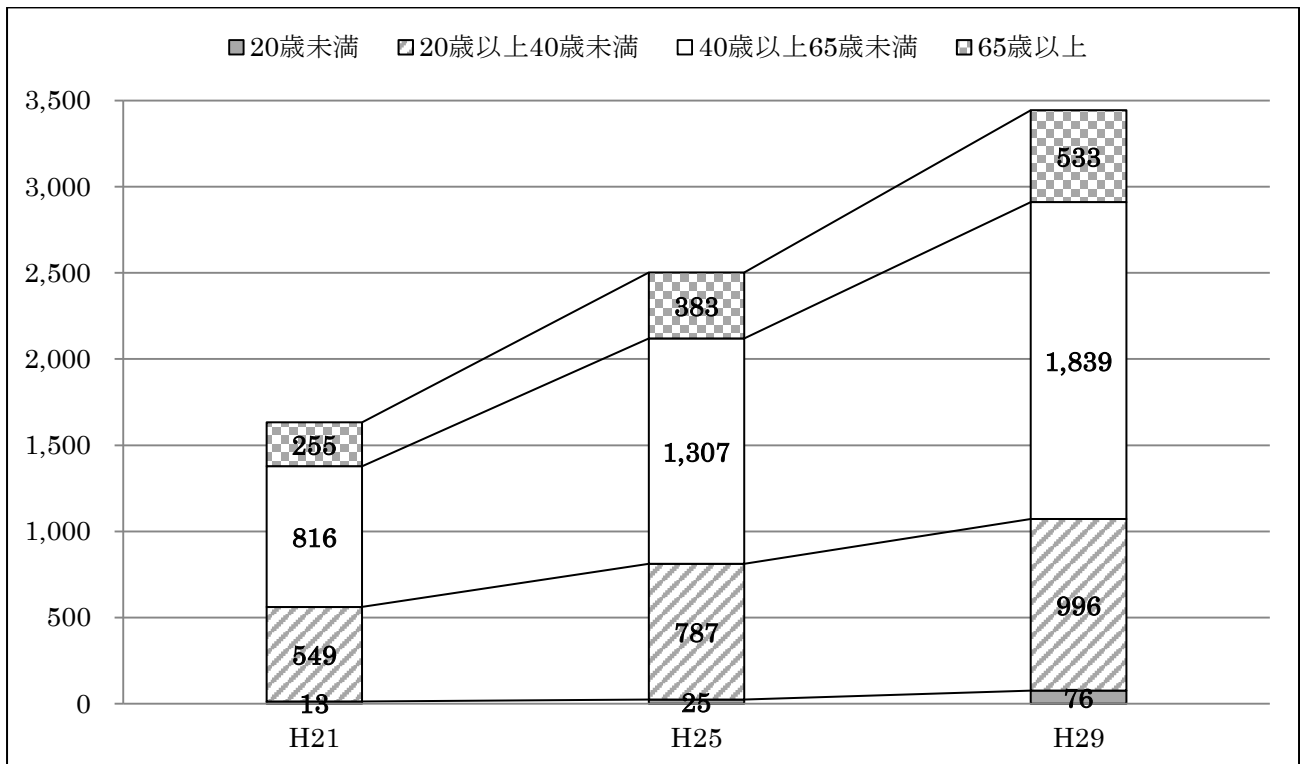
資料：障害者支援課

精神障害者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数の推移



資料：障害者支援課

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（年齢層別）



資料：障害者支援課

(2) 手帳所持者数の推計

	H21	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
身体	9,923	11,348	11,575	11,807	11,736	11,702	11,894	11,981	12,068
療育	1,986	2,343	2,454	2,604	2,725	2,825	2,900	3,004	3,107
精神	1,633	2,502	2,686	2,888	3,196	3,444	3,567	3,775	3,984
合計	13,542	16,193	16,715	17,299	17,657	17,971	18,361	18,760	19,159
総人口	474,313	468,367	470,285	474,340	478,542	482,544	483,078	481,907	480,736

注) 総人口の推計値は「第7期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」から引用

資料：障害者支援課・福祉政策課

3. 第2次いちかわハートフルプランの総括

(1) 重点施策

第2次いちかわハートフルプランにおける重点施策の数値目標の達成状況(平成28年度)は以下のとおりです。

①相談支援・権利擁護体制の充実

指標等	実績(H27)	実績(H28)	見込数値(H29)
指定特定相談支援事業所箇所数	32箇所	33箇所	40箇所
成年後見報酬助成延べ件数	7件	12件	7件
障害者虐待通報件数	22件	21件	20件

- ・指定特定相談支援事業所の新規参入への取組みが課題となっています。
- ・成年後見報酬助成については、件数を伸ばしています。

②就労支援の推進

指標等	実績(H27)	実績(H28)	見込数値(H29)
一般就労への移行者数	66人	83人	80人
就職者の定着率	57.5%	56.9%	60%以上を維持
就労移行支援事業の利用者数 (アセスメント※による利用者数) <H19年度からの累計>	722人 (28人)	885人 (53人)	703人
市からの業務発注の件数	9件	7件	8件

※特別支援学校高等部3年生による、卒業後に就労継続支援B型事業所の利用を希望する際のアセスメント
・市からの業務発注の総額は、平成27年度は約572万円、平成28年度は約575万円となりました。

③地域生活の充実

指標等	実績(H27)	実績(H28)	見込数値(H29)
指定一般相談支援事業所箇所数	7箇所	7箇所	14箇所
入所施設からの地域生活移行者数 <H26年度からの累計>	7人	8人	26人

精神科病院長期在院者数	223 人	239 人	250 人
地域生活支援拠点等整備数	検討中	検討中	1 つ

- ・病院や施設からの地域移行に関しては、受け皿となるグループホームの人材確保、育成が重要な課題となっています。また、整備も必要不可欠となっています。
- ・地域生活支援拠点等整備については、検討中となっており、平成 32 年度中の設置を目指し、自立支援協議会を中心に議論を重ねています。

④災害対策の推進

指標等	実績(H27)	実績(H28)	見込数値(H29)
自治会等への啓発事業回数	3 回	4 回	4 回
総合防災訓練への 障害者団体連絡会からの参加	1 回	1 回	1 回
避難行動要支援者名簿の取扱いに 関する覚書取り交し自治会・町会数	127 自治(町)会	127 自治(町)会	225 自治(町)会

- ・避難行動要支援者名簿の新規の取り交しはありませんでした。庁内で作業部会を立ち上げ、制度設計に係る協議を行いました。

⑤障害児支援の推進

指標等	実績(H27)	実績(H28)	見込数値(H29)
児童発達支援センターの拠点数	4 箇所	4 箇所	4 箇所
保育所等訪問支援の年間延べ人数	31 人	54 人	120 人
指定障害児相談支援事業所箇所数	20 箇所	22 箇所	30 箇所

- ・児童発達支援センターでは、地域機能を充実させるために、4 つセンターによる会議を定期的で開催しています。
- ・保育所等訪問支援の年間延べ人数は、利用人数が増えるように、関係機関や保護者への周知を図っています。

⑥人材の確保と育成

指標等	実績(H27)	実績(H28)	見込数値(H29)
障害児者相談支援ガイドライン研修 平均受講者数	69.7 人	85 人	80 人

相談支援グループスーパービジョン 参加事業所数	24 箇所	26 箇所	30 箇所
発達障害の理解と支援のための 研修参加者数	199 人	340 人	300 人

・障害児者相談支援ガイドライン研修の受講者数、発達障害の理解と支援のための研修参加者数は伸びていますが、相談支援グループスーパービジョンへの参加の促進が課題となっています。

(2) 市川市障害者計画（第3次実施計画）

第3次実施計画に位置づけられた重点事業の実績（平成28年度）と課題は以下のとおりです。

第1節 子育て・教育の充実

No	施策の展開	事業名	指標	27年度目標	28年度目標	29年度 目標
				27年度実績	28年度実績	
1	子育て支援	児童発達支援 センター事業	児童発達支援 センターの拠点数	4 箇所	4 箇所	4 箇所
				4 箇所	4 箇所	
2	学校教育	特別支援教育 推進事業	巡回要請に対する 実施率	100%	100%	100%
				100%	100%	

- ・4箇所の児童発達支援センターが連携し、就学説明会の開催方法を工夫したことにより、多くの年長児の保護者が情報を得ることができました。
- ・小中学校への巡回指導により、配慮を要する児童生徒のために教職員の支援を行いました。

第2節 社会参加・就労の促進

No	施策の展開	事業名	指標	27年度目標	28年度目標	29年度 目標
				27年度実績	28年度実績	
3	生涯学習	図書館の障害者 資料製作・収集事業	製作・収集点数	200 点	200 点	200 点
				354 点	286 点	
4	スポーツ・ レクリエーシ ョン	障害者スポーツ 事業	障害者軽スポーツ 教室への参加人数	90 人	90 人	90 人
				27 人	45 人	
5	就労支援・ 雇用促進	チャレンジド オフィスいちかわ	非常勤職員として 常時5名採用	常時採用 5名	常時採用 5名	常時採用 5名
				常時採用 5名	常時採用 5名	

- ・図書館において資料変換奉仕者との連携により障害者資料の作成を進めました。

・チャレンジドオフィスでは常時5名が雇用され、一般就労への移行も毎年度進んでいます。

第3節 生活支援の充実

No	施策の展開	事業名	指標	27年度目標	28年度目標	29年度目標
				27年度実績	28年度実績	
6	福祉サービス	講演会・研修会の開催	講演会・研修会への参加延べ人数	120人	120人	120人
				270人	160人	
7	コミュニケーション・移動サービス	失語症会話パートナー派遣事業	会話パートナー派遣人数	100人	100人	100人
				129人	108人	
8	相談・情報提供	相談支援グループスーパービジョン	(活動指標)実施回数 (成果目標)延べ事例 提出事業所数	12回	12回	12回 30箇所
				30箇所	30箇所	
				12回	12回	
				22箇所	26箇所	
9	権利擁護	成年後見制度利用支援事業	相談件数(委託)・ 啓発事業回数	94件	102件	103件 7回
				7回	7回	
				38件	30件	
				10回	7回	

- ・医療的ケアを要する重症心身障害児者の研修会や勉強会を実施しました。
- ・失語症会話パートナーを派遣し、失語症のある方々の社会参加を促進しました。
- ・相談支援グループスーパービジョンを実施し、支援の質の向上を図ることができました。
- ・成年後見制度については、積極的に周知を行いました。が、相談件数が目標に満たなかったため、引き続き後見制度についての周知や理解の促進に努めることが課題となっています。

第4節 保健・医療の充実

No	施策の展開	事業名	指標	27年度目標	28年度目標	29年度目標
				27年度実績	28年度実績	
10	医療・リハビリテーション	身体障害者地域リハビリテーション体制整備事業	巡回施設数	15施設	15施設	15施設
				22施設	20施設	

- ・肢体不自由のある方の身体機能を維持するために、理学療法士・作業療法士が、外来や施設への巡回、戸別訪問などにより訓練・指導を行いました。

第5節 安全なまちづくりの推進

No	施策の展開	事業名	指標	27年度目標	28年度目標	29年度 目標
				27年度実績	28年度実績	
11	福祉のまちづくり	人にやさしい道づくり事業	歩道整備延長	500m	500m	500m
				994m	700m	
12	快適な居住環境	あんしん住宅助成事業	助成件数	160件	160件	160件
				207件	220件	
13	防犯・災害対策	避難行動要支援者名簿登録制度 避難行動要支援者対策事業	自治会・町会との避難行動要支援者名簿の取扱いに関する覚書の取り交し	80% 180自治会・町会 自治(町)会	90% 202自治会・町会 自治(町)会	100% 225自治会・町会 自治(町)会
			自治(町)会との避難行動要支援者名簿の取扱いに関する覚書の取り交し	56% 127自治(町)会	56% 127自治(町)会	

- ・ 障害者に配慮した道路の整備を進めました。
- ・ バリアフリー化に伴う住宅改修工事費用の一部を助成しました。

第6節 地域の理解・支援の促進

No	施策の展開	事業名	指標	27年度目標	28年度目標	29年度 目標
				27年度実績	28年度実績	
14	理解促進	障害に関する理解啓発事業	(活動指標)開催回数 (成果目標)参加人数	1回	1回	1回 200人
				200人	200人	
				1回 426人	1回 250人	
15	交流の機会・場づくり	福祉の店運営支援事業	出店数	60回	60回	60回
				198回	215回	
16	人材育成	障害児者相談支援ガイドライン研修	平均受講者数	80人	80人	80人
				69.7人	85人	

- ・ 障害者週間のイベントをショッピングセンターで開催し、ボッチャの体験やアイドルグループとのコラボレーションなど新たな取り組みを行いました。
- ・ 福祉の店について、市役所本庁舎での販売を中心に目標を大きく上回る215回出店しました。
- ・ 障害児者相談支援ガイドライン研修を、介護保険事業者や医療関係者も含む幅広い事業者に対して行うことができました。

(3) 第4期市川市障害福祉計画

第4期計画における数値目標の達成状況（平成28年度）は以下のとおりです。

○入所施設入所者の地域生活への移行

項目	数値	備考
平成25年度末時点の施設入所者数(A)	215人	
目標年度入所者数(B)	206人	平成29年度末時点の入所者数
【目標値】 削減見込(A-B)	9人 (4%)	
【目標値】 地域生活移行者数	26人 (12%)	上記の全入所者のうち、施設入所からグループホーム等へ地域移行する方の数（割合については、地域生活移行者数を全入所者で除した値）
平成26～28年度の 地域生活移行者数	8人	H26:2人 H27:5人 H28:1人

○精神障害者の地域生活への移行

項目	数値	備考
精神科病院長期在院者数	270人	本市の生活保護受給者及び精神障害者入院医療費助成制度対象者のうち、精神科病院に継続して1年以上入院している人数(平成25年6月時点)
【目標値】 精神科病院長期在院者数	250人	平成29年6月時点
平成28年6月時点の 精神科病院長期在院者数	239人	H26:278人 H27:223人

○地域生活支援拠点等の整備

項目	数値	備考
【目標値】 地域生活支援拠点等の整備数	1つ	平成29年度末までに
平成28年時点の 地域生活支援拠点等の整備数	検討中	

○一般就労への移行

項目	数値	備考
平成 24 年度の年間一般就労移行者数 (C)	40 人	平成 24 年度において福祉施設を退所し、一般就労した方の数
【目標値】 年間一般就労移行者数	80 人 (C の 2 倍)	平成 29 年度において 施設を退所し、一般就労する方の数
平成 28 年度の施設からの 年間一般就労移行者数	83 人	H25:55 人 H26:52 人 H27:66 人
平成 25 年度末までの 就労移行支援事業利用者数(累計)(D)	439 人	平成 25 年度末において就労移行支援事業を利用する方の数
【目標値】 就労移行支援事業利用者数	703 人 (D の 60%増)	平成 29 年度末において就労移行支援事業を利用する方の数
平成 28 年度末までの 就労移行支援事業利用者数(累計)	累計 885 人 (※53 人)	H26:累計 582 人(※15 人) H27:累計 722 人(※28 人)
就労移行率 30%以上を達成した 就労移行支援事業所の割合	40%	平成 25 年度実績
【目標値】 就労移行率 30%以上を達成した 就労移行支援事業所の割合	50%以上	
平成 28 年度に就労移行率 30%以上を 達成した就労移行支援事業所の割合	66.7%	H26:36.4% H27:72.7%

※特別支援学校高等部 3 年生による、卒業後に就労継続支援 B 型事業所の利用を希望する際のアセスメントでの利用者数

また、障害福祉サービス等の利用状況（見込量と実績量）は以下に示すとおりです。

○障害福祉サービスの実績と課題

事業名	27 年度見込量	28 年度見込量	29 年度見込量	単位
	27 年度実績量	28 年度実績量		
訪問系サービス	13,444	14,768	16,091	時間/月
	10,638	10,998		
	538	591	644	実人/月
	446	485		
重度訪問介護	5,080	5,588	6,146	時間/月
	4,033	3,597		
	22	24	26	実人/月
	18	18		

訪問系サービス	同行援護	1,415	1,489	1,562	時間/月
		1,531	1,575		
		69	76	83	実人/月
		55	57		
	行動援護	221	244	268	時間/月
		249	203		
		12	13	15	実人/月
		11	10		
	重度障害者等包括支援	0	0	0	時間/月
		0	0		
		0	0	0	実人/月
		0	0		
日中活動系サービス	生活介護	13,724	14,115	14,506	延人日/月
		13,511	13,916		
		702	731	760	実人/月
		681	711		
	自立訓練 (機能訓練)	16	16	16	延人日/月
		0	52		
		1	1	1	実人/月
		0	3		
	自立訓練 (生活訓練)	1,049	1,154	1,269	延人日/月
		795	959		
		94	104	114	実人/月
		65	77		
	就労移行支援	1,983	2,069	2,155	延人日/月
		2,004	2,264		
		153	165	177	実人/月
		124	139		
	就労継続支援A型 (雇用型)	779	857	943	延人日/月
		1,667	2,145		
		41	45	50	実人/月
		89	110		
	就労継続支援B型 (非雇用型)	5,973	6,276	6,579	延人日/月
		6,245	6,781		
		430	468	506	実人/月
		352	397		

日中活動系サービス	療養介護	338	338	338	延人日/月
		402	402		
		11	11	11	実人/月
		13	13		
	短期入所 (福祉型・医療型)	福祉型:793 医療型:12	福祉型:858 医療型:12	福祉型:922 医療型:14	延人日/月
		579	871		
福祉型:55 医療型:2		福祉型:57 医療型:2	福祉型:59 医療型:2	実人/月	
50		141			
居住系サービス	施設入所支援	209	207	205	実人/月
		211	210		
	共同生活援助	218	238	258	実人/月
		183	206		
相談支援	計画相談支援	550	600	650	実人/月
		425	465		
	地域移行支援	10	11	12	実人/月
		6	5		
	地域定着支援	50	55	60	実人/月
		36	34		

- ・訪問系サービスの利用実績は、居宅介護と同行援護を中心に緩やかな増加傾向にあり、今後の需要の拡大に向けてヘルパー等の人材育成・確保が必要となっています。
- ・日中活動系サービスについては、サービス内容が浸透し、利用者が自身の状況や目的に即して事業所を選ぶようになり、事業所側も質の高いサービスを求められています。
- ・日中活動系サービスに一旦つながりながら、利用を中断する方に対してフォローが行き届いていない状況に対して、法改正による相談支援の枠組みの見直しを踏まえ、自立支援協議会の相談支援部会において検討を進めました。
- ・施設入所支援について、地域への移行が進められる一方で、施設入所を必要としている人もおり、行き場がない状況があります。
- ・共同生活援助（グループホーム）については、需要が増大傾向にあり、世話人の確保と人材育成が喫緊の課題となっています。また、施設開設にあたっては、建築基準法や消防法等における基準を満たすことが求められることなどから、既存建物の活用が難しく、なかなか開設が進んでいない現状があります。
- ・全ての障害福祉サービス利用者にサービス等利用計画を作成しなければならないため、セルフプランも活用しつつ、計画相談支援事業の拡充を図るため、介護保険事業所等にも指定特定相談支援への新規参入を呼びかけました。

- ・相談支援の裾野の広がりに対応して、質と量の担保が課題となっています。
- ・困難事例を検討し、地域の課題を集約して必要な資源の検討につなげるとともに、指定相談支援事業所へのバックアップを行う仕組みとして、自立支援協議会の相談支援部会において「グループスーパービジョン」を実施しています。
- ・指定一般相談支援については、地域移行・定着支援を行う中で、障害福祉サービスにつながらない方への対応を検討する必要があります。
- ・不足する相談支援専門員の担い手を確保するために、相談支援部会を中心に「障害児・者相談支援ガイドライン」を作成し、同ガイドラインに基づく研修を実施しました。
- ・相談支援の質の担保、事業者間の相互のネットワークづくりを目的として立ち上げられた「市川障害児者相談支援事業所連絡協議会（通称：is-net）」は、相談支援専門員向けの研修会などを開催しています。

○地域生活支援事業

事業名		27年度見込量	28年度見込量	29年度見込量	単位
		27年度実績量	28年度実績量		
理解促進・研修啓発事業		実施	実施	実施	実施の有無
		実施	実施		
自発的活動支援事業		実施	実施	実施	実施の有無
		実施	実施		
相談支援事業	障害者相談支援事業	4	4	4	箇所
		4	4		
	基幹相談支援センター	-	-	1	箇所
		-	-		
	市町村相談支援機能強化事業	1	1	1	箇所
		1	1		
住宅入居等支援事業	1	1	1	箇所	
	1	1			
成年後見制度利用支援事業		5	6	7	箇所
		7	12		
成年後見制度法人後見支援事業		検討	検討	実施	実施の有無
		検討	実施		
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	825	849	873	延利用人/年
		735	859		
	要約筆記者派遣事業	122	127	131	実利用人/年
		112	99		
	手話通訳者設置事業	2	2	2	設置人数
		4	4		

日常生活 用具給付 等事業	介護訓練 支援用具	23	23	23	延給付件/年
	自立生活 支援用具	81	82	83	延給付件/年
	在宅療養等 支援用具	43	43	43	延給付件/年
	情報・意思疎通 支援用具	87	90	92	延給付件/年
	排泄管理 支援用具	6,308	6,353	6,420	延給付件/年
	住宅改修費	8	8	8	延給付件/年
手話奉仕員養成研修事業		15	15	15	実養成講習修了見込み者数
移動支援事業		79	83	88	箇所
		73	76		
		594	616	637	実人/年
		574	572		
		50,000	52,000	53,000	延利用時間/年
		54,949	53,624		
地域活動 支援センター 事業	①Ⅰ型	1	1	1	箇所
		1	1		
		24	24	25	平均実利用人/日
		18	13		
	②Ⅱ型	1	1	1	箇所
		1	1		
		10	11	12	平均実利用人/日
		8	7		
	③Ⅲ型	10	10	10	箇所
		8	8		
		77	77	77	平均実利用人/日
		75	59		

理解促進研修・啓発事業

- ・障害者週間イベント（I♥あいフェスタ）を、ショッピングセンターで開催しました。250人を超える市民の来場があり、啓発に効果が得られました。

自発的活動支援事業

- ・障害者団体連絡会の活動として、対外的な啓発活動に力を入れ、パンフレットを作成し県内に配布したほか、学校からの要望を受けて講演やインタビューなどに応じました。
- ・市は、会議の際に必要な情報保障（手話通訳者・要約筆記者）をしています。

相談支援事業

- ・市の相談支援体制の見直しを行い、平成 29 年度より基幹相談支援センター（2 拠点）を整備するとともに直営の拠点を市役所本庁に集約することとしました。
- ・障害者虐待防止法の施行に伴い、平成 24 年 10 月より「市川市障害者虐待防止センター」を障害者支援課に設置していますが、上記の相談支援体制の見直しにより、受付窓口を基幹相談支援センターに位置付けることとなりました。

成年後見制度法人後見支援事業

- ・市民後見人養成講座を実施し、平成 28 年度時点で 19 名の受講者が 1 年目の研修課程を修了しました。

意思疎通支援事業

- ・手話通訳派遣については依頼が集中すると市の手話通訳者では対応しきれず、県に派遣を依頼している状況です。人員を確保するため、県の手話通訳者の合格者の登録を呼びかけていく必要があります。
- ・要約筆記については、周知が十分でなく利用者が伸びていません。情報保障に関する合理的配慮の周知をはかり、利用を促進していく必要があります。

日常生活用具給付等事業

- ・介護保険の優先が徹底され、若干の減少が見られました。
- ・給付品目の見直しを定期的に行い、利用者の日常生活の便宜を図っていきます。

手話奉仕員養成研修事業

- ・受講希望者に高齢の方が多く、実際に手話通訳として働ける人が少ないため、若い人が参加しやすいような環境設定を検討する必要があります。

移動支援事業

- ・手帳所持者数が増加していることから潜在的なニーズが拡大している可能性があります。

地域活動支援センター事業

- ・Ⅱ型の利用者の大半が、介護保険サービスを併用している高齢者となっていて、若年層の人が利用しづらくなっているため、高齢障害者の日中活動のあり方を整理していく中で、地域活動支援センターの利用のあり方についても検討していきます。

○障害児支援事業の実績と課題

事業名	27年度見込量	28年度見込量	29年度見込量	単位
	27年度実績量	28年度実績量		
障害児相談支援	12	23	35	実人/月
	36	66		
児童発達支援	2,228	3,097	4,305	延人日/月
	2,308	2,886		
	171	238	331	実人/月
	238	279		
医療型児童発達支援	239	268	300	延人日/月
	173	249		
	35	43	53	実人/月
	28	25		
放課後等デイサービス	3,374	4,454	5,879	延人日/月
	4,001	5,059		
	328	387	457	実人/月
	476	608		
保育所等訪問支援	10	10	10	延人日/月
	2	3		
	5	5	5	実人/月
	1	2		

- ・児童発達支援と放課後等デイサービスについては、事業所、利用者のいずれも増加傾向にあります。職員への研修を行うことで、事業所による支援の質の向上を目指しています。
- ・障害児相談支援については、現在児童発達支援センターが中心となり、相談支援専門員による計画作成を行っていますが、依然としてセルフプランでの作成率が高いため、他の事業所にもお願いしながら相談支援専門員での作成率を上げていくことができるように努めています。
- ・保育所等訪問支援については、こどもたちが集団生活を送る施設に、専門の職員が出向き、それぞれのこどもに合った支援方法を施設の職員と一緒に考えていくことにより、その地域で健やかに育つことを目指しています。保護者、受け入れ施設両者への周知をしていくことで、理解が浸透していくよう努めています。

- ・平成 27 年度に作成した「ライフサポートファイル」については、引き続き周知を続け、ライフステージを通じた一貫した支援が行えるように体制づくりを進めています。

(4) 第 2 次いちかわハートフルプランの総括

平成 28 年度までの第 2 次いちかわハートフルプランの進捗状況を踏まえ、以下のとおり総括します。

- ・重点施策、重点事業については概ね一定の進捗が得られましたが、地域生活支援拠点等の整備については、目標としていた平成 29 年度までの整備から延期し、平成 32 年度中の設置を目指します。
- ・障害福祉計画の課題としては、以下のようなものが挙げられます。
 - 人材の確保・育成
 - サービスの質の担保
 - 泊まれる場（一時宿泊、医療的ケア等）の充実
 - 相談支援体制の整備
 - 住まう場の整備
 - サービス資源の偏在
 - 計画相談支援に基づく適切なサービスの利用
 - サービスの支給決定基準の見直し
- ・上記の課題に対応するため、自立支援協議会を活用して試行的事業、調査、研修、ネットワークの形成などの手法により地域資源の創設や体制整備を進めていきます。また、自己選択・自己決定の観点から、市民への情報提供を通じて、利用者や家族、関係者の情報活用力の向上に努めます。

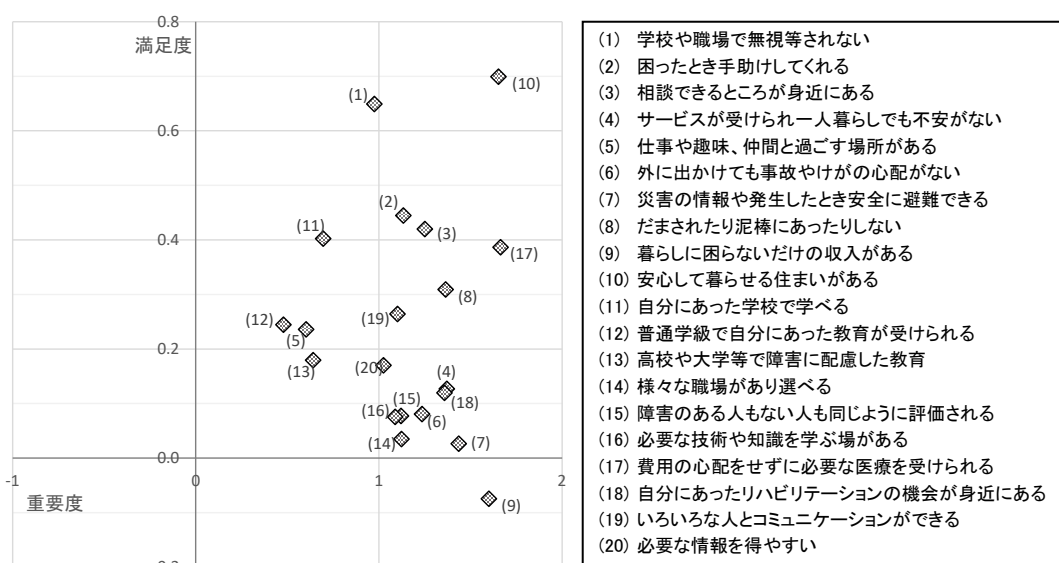
4. 障害者施策に対する市民の意識とニーズ

平成 28 年度に実施した「障害のある方々の暮らしと福祉の意識調査」(以下、「意識調査」とする・153 ページ参照) にみられた障害のある人や市民の障害者施策に対する意識、ニーズを質問の項目に沿って、以下のとおり整理しました。

(1) 生活環境について

① 経済の安定と医療、情報が確保され災害時も安心なまちづくりが求められている

障害のある市民¹に対する調査では、様々な生活環境の要素のなかで、“暮らしに困らないだけの収入があること”、“災害の情報が確保され安全に避難できること”、“費用の心配をせずに必要な医療を受けられること”について、主な障害の種類や年齢などの属性を問わず、ニーズが高くなっています。また、情報については災害にとどまらず、日常生活のなかで自分に必要な情報が確保できることも、高次脳機能障害、聴覚・平衡機能障害、難病のある市民でニーズが高くなっています。



注) 上記は各要素に対する 5 段階評価の結果を加重平均して交わった点を示します

② 就労機会の充実と定着への支援が求められている

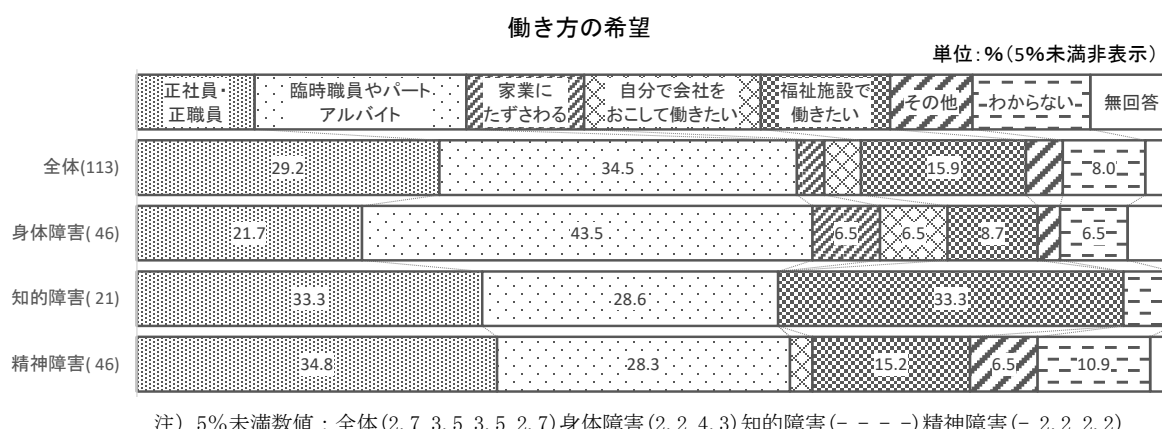
職場や学びの場は生活を支え、実りあるものとするために欠かせませんが、特に知的障害、精神障害のある市民では、“様々な職場が選べること”、“障害のある人もない人も同じように評価されること”、“必要な技術や知識を学ぶ場があること”など、職場・職業能力に関する事柄へのニーズが高くなっています。

障害のある市民の就労状況は、就労者の比較的多い身体障害のある市民でも、20～

¹ 身体障害者手帳所持者 1500 人、療育手帳所持者 500 人、精神障害者保健福祉手帳所持者 500 人

59歳の層でおよそ半数程度にとどまっています。知的障害のある市民では、20～49歳までの層で福祉施設で働く割合が4割程度、一般就労は2～3割であり、精神障害のある市民では、20～39歳までの層で福祉施設で働く割合が1割程度、一般就労で3～4割となり、10年前と比較すると1～2割向上しているものの、低い水準となっています。今後の意向として、全体的に正社員・臨時社員など一般就労の形で働けることが望まれています。

一方、知的障害のある市民では、生活環境の要素として、仕事や趣味、仲間と過ごす時間があることへのニーズが高く、就労機会においても、仲間と一緒に働ける福祉施設が多く希望されています。



(2) 福祉サービスについて

① 生活支援、日中活動の場に対する利用意向が高い

現在、提供されている具体的なサービスについては、利用者の満足度は比較的高くなっていますが、今後の利用意向には障害の特性に応じた一定の傾向があります。

身体障害のある市民では、補装具の交付・修理や日常生活用具の給付・貸し出しなどのほか、自立訓練や居宅介護の利用が高くなっています。知的障害のある市民では、レスパイトサービスや移動支援などの介護者の負担軽減につながるサービス、福祉施設における自立や職業技術の訓練などの本人の日中活動サービスが現在よく利用されており、今後の利用希望も高くなっています。また、グループホーム、ショートステイは今後の利用希望が高く、住まいの確保と介護者支援のサービスの充実が求められています。また、精神障害のある市民では、相談窓口・ケースワーカーが現在よく利用されているとともに、今後の利用意向も高く、一層の充実が求められています。

サービス利用の現況と今後の希望

(%)

		身体障害者		知的障害者		精神障害者	
		現在	今後	現在	今後	現在	今後
訪問	(1)居宅介護(身体介護)	6.5	2.2	2.2	2.6	5.8	1.3
	(2)居宅介護(家事援助)	6.6	3.3	1.5	3.0	8.8	4.6
	(3)居宅介護(移動介護)	3.8	1.3	3.3	3.3	2.9	1.3
	(4)重度訪問介護	1.8	0.2	0.4	0.4	1.7	0.4
	(5)同行援護	3.0	1.5	1.5	2.6	3.3	1.3
	(6)行動援護	2.2	0.7	2.2	3.3	2.5	2.1
日中活動	(7)生活介護	5.3	1.3	14.1	5.9	5.8	1.3
	(8)自立訓練(機能訓練)	7.1	3.2	7.1	3.0	5.8	0.8
	(9)自立訓練(生活訓練)	3.6	1.0	7.8	4.1	7.5	2.9
	(10)就労移行支援	1.5	0.2	3.0	3.3	7.9	5.4
	(11)就労継続支援A型	1.6	0.3	2.2	2.2	4.6	5.0
	(12)就労継続支援B型	1.7	0.2	13.8	6.7	7.9	3.3
	(13)療養介護	1.6	1.3	1.5	0.7	1.7	0.8
	(14)短期入所(ショートステイ)	3.9	2.4	12.6	16.0	3.3	2.1
	(15)地域活動支援センター	3.8	1.4	6.7	5.6	11.3	7.1
居住	(16)共同生活援助(グループホーム等)	2.3	1.0	7.4	14.5	3.8	3.3
	(17)入所施設	5.2	4.1	5.9	8.6	3.3	2.9
支相談	(18)計画相談支援・障害児相談支援	3.7	2.1	22.3	12.3	10.8	4.2
	(19)地域移行支援	2.9	1.6	5.9	5.6	4.2	1.7
生活支援	(20)相談窓口・ケースワーカー	6.0	3.5	4.1	7.1	16.3	7.1
	(21)手話通訳者や要約筆記者の派遣サービス	2.4	0.6	-	-	1.3	0.4
	(22)日常生活用具の給付や貸し出し	6.5	2.4	1.9	2.2	2.5	1.3
	(23)補装具の交付・修理	10.0	3.3	6.3	3.7	1.3	0.8
	(24)自動車免許の取得等にかかる費用の助成	2.0	0.9	0.4	1.1	1.7	1.7
	(25)リフト付きワゴン車の貸し出し	0.8	1.2	0.7	-	0.8	0.8
	(26)緊急通報システム	2.4	2.9	0.4	1.1	2.1	2.5
	(27)レスパイトサービス	1.4	0.7	14.9	6.7	2.5	0.8
	(28)移動支援	3.7	2.4	22.3	14.9	3.8	2.9
障害児	(29)日中一時支援	2.5	1.5	16.0	10.4	2.1	2.1
	(30)児童発達支援	1.6	0.5	9.7	3.3	0.8	-
	(31)放課後等デイサービス	1.4	0.5	17.5	7.4	1.7	-
	(32)保育所等訪問支援	0.7	0.1	-	0.7	0.8	-

(3) 権利、社会の理解について

① いじめや差別などの問題解決には、相談の充実、社会の理解が重要とされている

障害のある市民の2割は、障害のために仕事や就職をあきらめたり、がまんしたりしたことがあり、異性との付き合いや結婚についても、障害のある市民の1割が妥協の経験があるとしています。権利が奪われたと感じることとして、障害を理由にしたいじめや差別、入学や入社拒否、施設への入所・入院の強制などが挙げられています。

こうした問題の解決のために、障害のある市民の6割が、助言してくれる相談窓口や法的な相談などの充実を求めているほか、必要に応じて調査や指導を行う制度の充

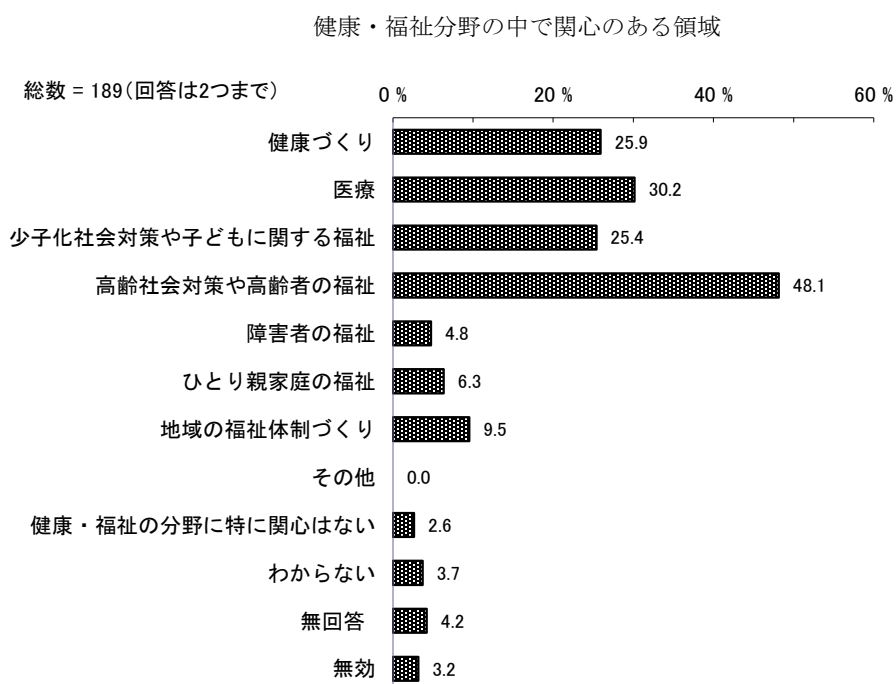
実などを必要としています。また、障害のある市民の 2 割が、障害者の権利についての社会意識を高めることが必要としています。

(4) 市民の関心について

① 手帳を所持しない市民の障害者福祉に対する関心は相対的に低く、障害者支援の活動に参加したことがある割合は 3 割程度

手帳を所持しない市民²を対象にした意識調査の結果によれば、健康・福祉の分野において関心のある領域として、障害者の福祉を挙げる割合は少なく、また、近所づきあいや学校、職場などで障害者となんらかのかかわりのある市民の割合も低くなっています。障害者を支援する活動経験のある市民の割合は 3 割程度ですが、その多くは募金への協力であって、直接のコミュニケーションが必要となる活動（福祉施設の催しへの協力、交流活動への参加、介助などの活動）については 5%前後となっています。

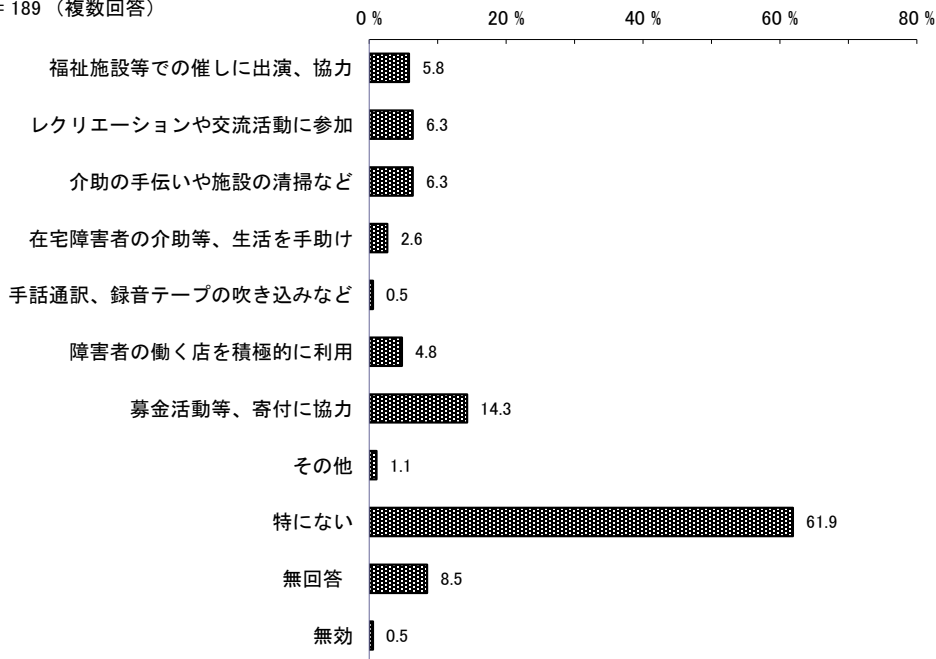
また、困っている障害者に対して積極的に声をかけて手助けするようにしている市民は全体の 2 割程度であり、市民の多くは、これまでにそうした機会はない、または、求められれば手助けするとしています。ただし、障害者支援活動の経験のある市民は、困っている障害者に対して積極的に声をかけて手助けするようにしている割合が高く、実際にふれ合う場や機会があることが理解や助け合いの充実に有効であることが示されています。



² 16 歳以上の障害者手帳を所持しない市民 500 人

参加したことがある障害者支援活動

総数 = 189 (複数回答)



(5) ノーマライゼーションの実現について

① 働く場、社会の理解についての必要性は、障害の有無に関わらず重視されている

障害のある人もない人も自立して共に社会に参加し、自分らしく生きることのできる社会を実現するために必要なこととして、障害のある市民からは、就業や教育の場から医療、住まい、社会の理解や交流、手当にいたるまで、多岐にわたる取り組みがまんべんなく行われることが重要とされています。なかでも、“働く場を増やすこと”、“安心して相談できるところを増やす”、“障害者を手助けする人材を育成すること”、“障害者に対する市民の理解を深める”などが上位に挙げられています。

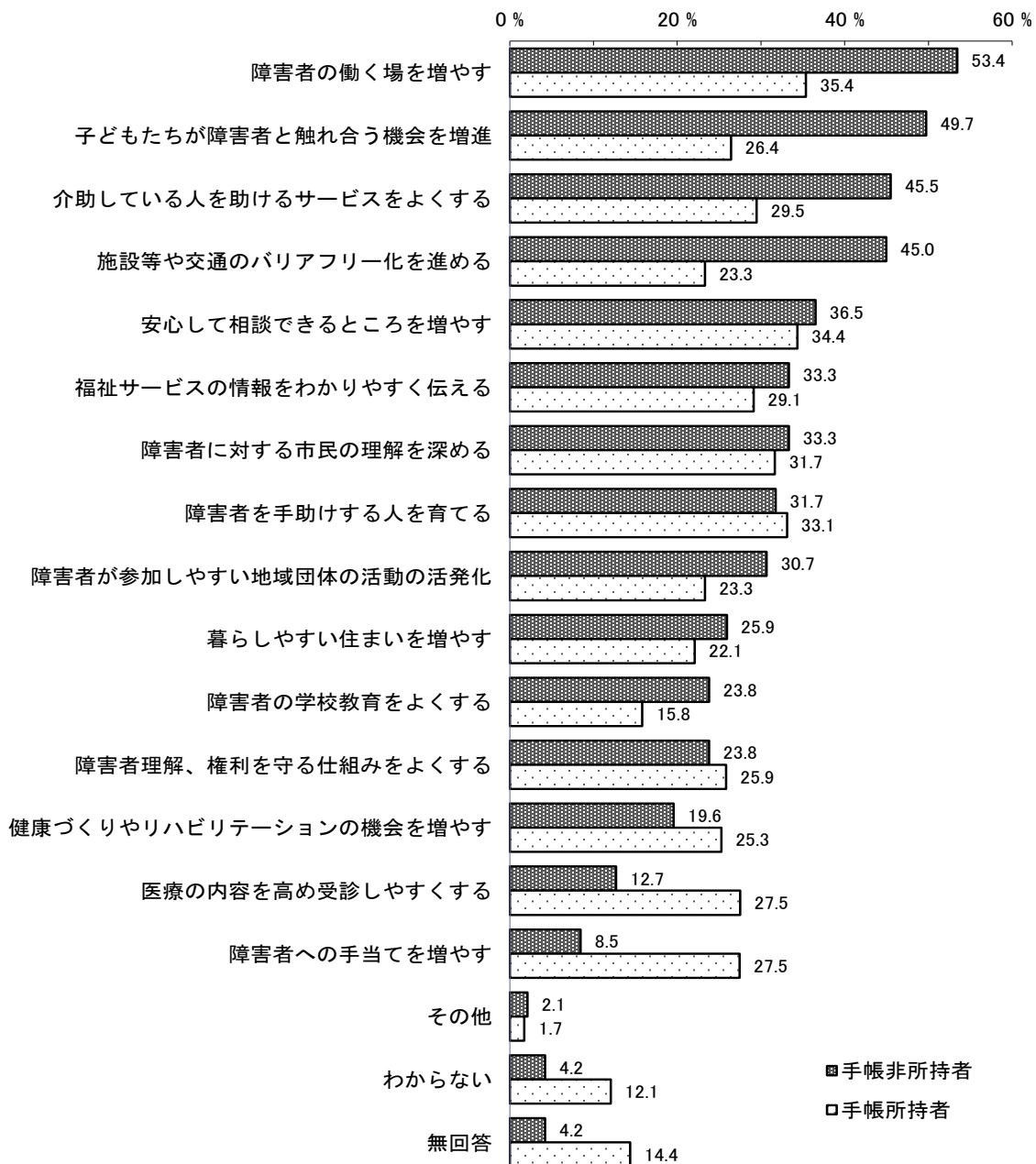
一方、障害者手帳を所持しない市民では、“働く場を増やすこと”、“こどもたちが障害者について学んだりする機会を増やすこと”、“介助している人を助けるサービス”、“まちのバリアフリー化”などが重視されています。特にバリアフリー化の問題点としては、物理的な面では歩道や公共交通機関の使いにくさ、社会的な面では障害者の雇用に関わる企業や役所の取り組みの不足、障害のある児童のための学校や指導者の不足、心理的な面では無関心、心ない言葉や態度が挙げられています。

障害の種類別にみると、別の設問では知的障害者と精神障害者で“近所付き合い”にやや消極的な傾向がありました。この設問などとも合わせてみると、回答者の多くが介助者の知的障害者では、「親としては自立を望んでおり、そのためには社会の理解が不可欠だと思っているが、現実がそうになっていない」といった意識がうかがえます。また、本人が多い精神障害者は、「自立したいが、健康状態(病状)や対人関係に自信がなく、社会との付き合いにも積極的になりにくい」といった意識が見えます。

一方、手帳を所持しない市民は、全般的に障害者福祉に対する関心はまだ高くなく、この設問でも“働く場”や“こどもの教育”、“バリアフリー化”などが上位にあり、やや実感の薄い“他人事”としての意識がうかがえます。

障害のある人を特別視せず、社会の一員として自然に受け入れられる地域づくりが重要であり、障害への理解を醸成するため、こどもの頃からの福祉教育や体験などの市民意識づくり、日常的な近所付き合いの醸成など、施設やサービス面以外で取り組むべき課題は多いと言えます。

ノーマライゼーションの実現のために重要なこと

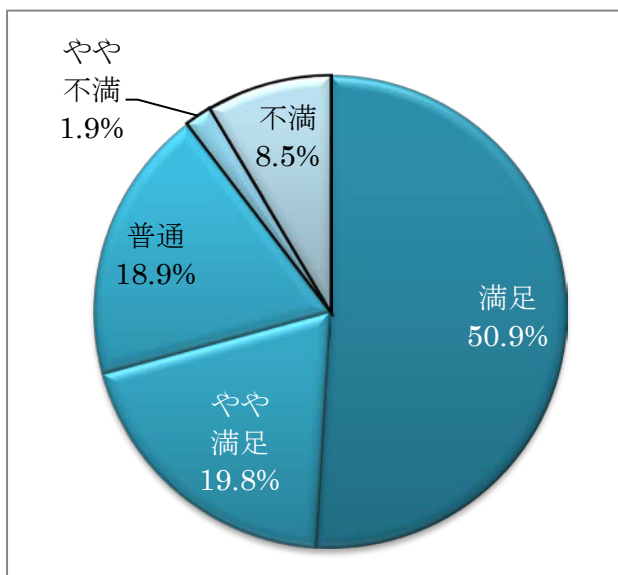


5. 障害児通所支援サービス利用のアンケート調査

平成 29 年 7 月から 8 月に行った「障害児通所支援サービス利用のアンケート調査」(以下、「アンケート調査」とする・一部抜粋・154 ページ参照) から、各サービスについての満足度について、以下のように整理しました。

(1) 児童発達支援

【児童発達支援の満足度】 n=106

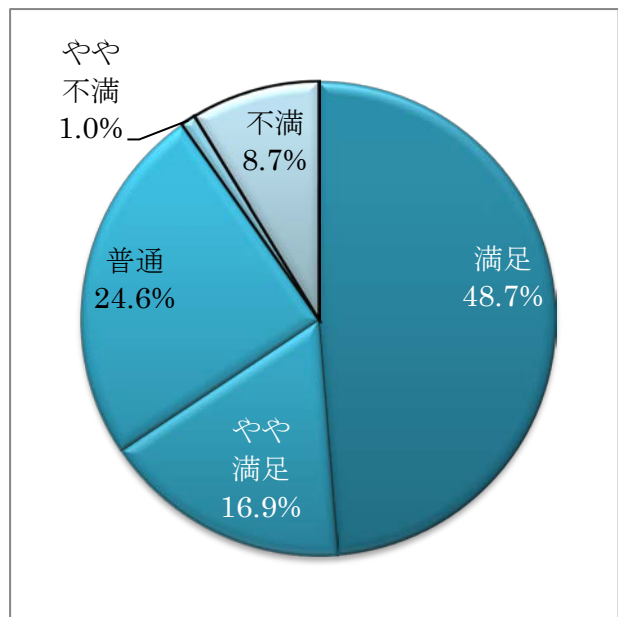


○不満の理由が多かった「支援時間が短い」には、主に次の二つの理由が考えられます。

- ・個別での支援中心の事業所では、1～2 時間程度のサービス提供を行っている。
- ・多くの事業所が日中 4～5 時間程度のサービス提供を行っているが、発達支援に加えて両親共働きなどの保育ニーズがある家族にとっては、利用時間が短い。

(2) 放課後等デイサービス

【放課後等デイサービスの満足度】 n=195



○不満の理由で一番多かったのが、「専門の職員がいない」というものでした。放課後等デイサービスを提供する事業所が増加している一方で、職員の専門性について、利用者は厳しい目を向けているようです。

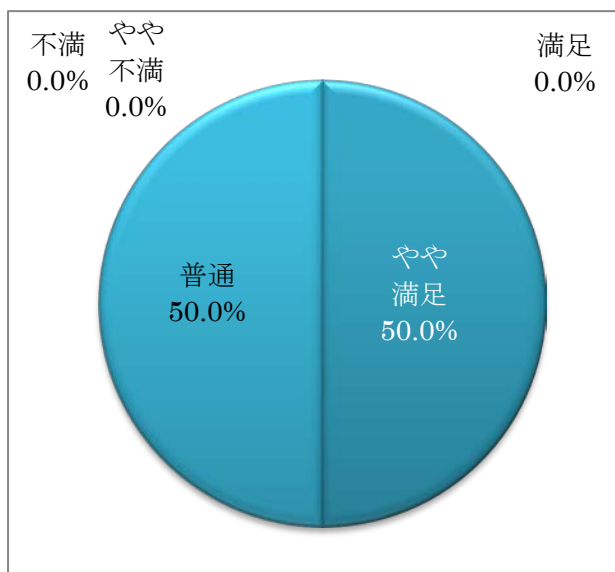
○事業所の多くは、放課後から 18 時までの時間帯をサービス提供時間としていますが、「支援時間が短い」という不満は、共働き家庭の増加に伴いもっと遅い時間まで見て欲しいというニーズが主だと思われます。

○「希望する事業所を利用できない」という不満は、放課後等デイサービスで行われている支援内容が多種多様であるために、一部の事業所に利用希望が集中してしまうことが理由のひとつだと思われます。

また、希望する事業所が自宅から遠かったり、送迎サービスの範囲外だったりする場合もあると思われます。

(3) 保育所等訪問支援

【保育所等訪問支援の満足度】 n=2



○平成 28 年度の保育所等訪問支援の受給者証発行数は 11 件と少ない状況にある中で、今回の回答者数も少ない結果となりました。

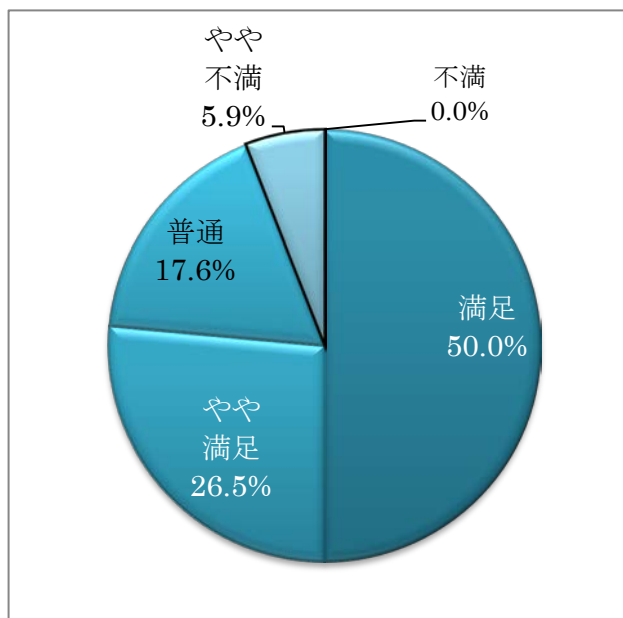
○保育所等訪問支援は、障害の有無に関わらず、こども達が地域でその子らしく成長していくことを支援する上で重要な事業ですが、利用が進まない現状があります。理由としては次の 3 つが考えられます。

- ・市内には事業所が 3 箇所しかない、新規参入がない（採算性の確保）
- ・事業の難しさ（人材の確保）
- ・利用者や関係機関への周知不足

※この事業については、実績数が少ないことから回答数が少なくなっております。参考として掲載しております。

(4) 障害児相談支援

【障害児相談支援の満足度】 n=34



○やや不満の理由からは、相談支援の周知不足を感じます。

○保護者の心配事や悩みを専門職員である相談支援専門員と共有し、解決方法を一緒に考えながら、こどもの成長を考えた利用計画を作成することは大きなメリットのひとつだと考えます。本市で障害児相談支援を広めるためには、「受給者証の発行までに時間がかかるが代わりに得られるメリットがある」ということをアピールする必要があります。今後も障害児相談支援の目的等について正しく理解していただけるよう努めていきたいと思っております。

6. 障害者団体へのヒアリング

平成 29 年 4 月から 5 月にかけて障害者団体に対し、次期障害者計画策定に向けたヒアリングを行いました。その結果について、以下のとおり整理しました。

(1) 災害対策・緊急時の対応

- ・避難場所のわかりやすい周知
- ・福祉避難室の設置
- ・避難所での目で見える情報の充実
- ・福祉用具の備蓄
- ・カメラを通して手話通訳者が支援する遠隔手話通訳システムの導入
- ・総合防災訓練実施に対する当事者の意見の反映
- ・事業所での避難訓練の充実

(2) 情報提供・情報保障

- ・千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例、千葉県の障害のある人に対する情報保障ガイドライン（改定版）、意思疎通支援事業実施モデル要綱の計画への明記とその内容の記述
- ・行政における相談先の明確化
- ・文字情報を提供する電子標識の設置
- ・点字資料での資料の提供
- ・ICT（情報通信技術）の普及
- ・各施設における磁気ループや OHC の整備

(3) 高齢化・親亡き後

- ・計画策定にあたっての知的障害者数の年代ごとの把握
- ・成年後見人への報酬が負担
- ・成年後見制度におけるトラブルへの対応の遅さ
- ・福祉サービス未利用の方の高齢化に伴い、丁寧な相談支援が必要
- ・障害福祉サービスと介護保険サービスの併用について計画に明記
- ・親亡き後のサービスとしてのグループホームと就労支援が必要
- ・親亡き後への早期からの対策（引きこもりの掘り起こしなど）が必要

(4) 本市の環境

- ・道路や歩道の狭さ、段差、歩行を妨げる電信柱等に対応した整備が必要
- ・点字ブロックの補修や整備や点字ブロック上の自転車などの放置への対応
- ・音声案内信号の増設
- ・オストメイト機能に特化したトイレの増設と設置場所がわかるマップの作成

(5) 施設・サービス

- ・ 中途障害者の専門施設が必要
- ・ 公的なセーフティネットとして、緊急時の病院での受け入れの確保
- ・ 医療的ケアに対応する日中活動の場の充実
- ・ 教育分野と障害分野が一体となって支援できる療育センターが必要
- ・ 基幹相談支援センターの増設
- ・ 地域生活支援拠点等の整備
- ・ 総合的な支援機関の充実
- ・ グループホーム、泊まる場の整備
- ・ 市南部における短期入所の新設
- ・ 同行援護、移動支援、日中一時支援、レスパイト、通院同行の充実

(6) 計画相談

- ・ 相談支援専門員の数の確保
- ・ 手話や重症心身障害児者にも対応できる相談支援専門員の養成
- ・ 就労系のサービスのみの利用者や障害児相談支援における、セルフプラン率の高さ

(7) 交流・外出

- ・ 障害者が集まれる場・居場所が必要
- ・ 高齢障害者の外出を促すイベントの開催
- ・ スポーツのイベントなどに参加することでの一般の人との交流の促進
- ・ うつ病やギャンブル依存、アルコール依存の自助グループの構築

(8) 医療

- ・ 医療機関の少なさにより必要な診断などが受けられない現状
- ・ 医療機関を選択するための客観的な判断材料の少なさ
- ・ 医療機関との連携の促進
- ・ 視覚の分野における研究の促進

(9) 虐待防止

- ・ 虐待の解決方法の計画への記載
- ・ 虐待防止について研修の実施

(10) 人材

- ・ 人材不足が慢性化
- ・ 人材確保と育成を行政が行うことを計画に明記

(1 1) 就労

- ・ジョブコーチによる就労支援と定着支援の充実
- ・就労支援機関による定期的な連絡や職場への巡回が必要
- ・チャレンジドオフィスや福祉的就労の拡大
- ・スキルアップに伴う賃金のベースアップを企業に対して指導
- ・有期労働契約を5年以上更新すると無期契約となることから、契約打ち切りになる、非正規雇用の不安定さ

(1 2) 理解・啓発

- ・失語症などの認知度が低い障害の啓発
- ・小学校における障害理解を深める授業の実施
- ・街なかにおける心のバリアフリー
- ・精神障害に対する偏見の解消
- ・障害に対する理解は偏見を持つ人と理解のある人の両極端である現状
- ・理解を得るには当事者からの発信も必要
- ・盲導犬の入店を断られることが多い現状

(1 3) 児童・教育

- ・スマイルプランの普及・活用が不十分
- ・知的障害児、重症心身障害児に対応できる専門性を有した教員の不足
- ・福祉と教育の連携が不十分
- ・親にも障害がある場合の親への支援の充実
- ・市川市特別支援教育推進計画を具体的に障害者計画に記載
- ・特別支援教育連携協議会における議論の活性化や計画への意見の反映
- ・放課後等デイサービスの専門性の向上
- ・発達障害者について、手帳所持者と非所持者が混在すること、対応の遅れ

(1 4) 精神障害者への支援

- ・初期対応を大切にしたい
- ・精神科の受診をしやすくする工夫が必要
- ・当事者だけでなく、家族に対する支援も必要
- ・医療と連携して住居支援を行う必要

(1 5) 制度・要綱の整備

- ・現行の意思疎通支援事業実施規則は対象と範囲が曖昧
- ・市川市地域生活支援事業実施規則と手話通訳派遣事業は切り離して整備が必要
- ・手話通訳派遣事業のルールの見直しや柔軟化
- ・緊急時の送迎での利用など移動支援の利用方法の柔軟化

- ・日常生活用具の給付品目の見直し
- ・重症心身障害児者における制度外の宿泊の予算化を希望

(16) その他

- ・本人の意思に沿った支援の実施
- ・アウトリーチ・同行・訪問による支援の実施
- ・施設使用料の減免の強化と手続の簡素化
- ・ピアカウンセリングの積極的な開催
- ・「心のバリアフリー」、「幸せを実感できる社会」、「多様性を認め合う」、「誰もが社会を創る」、「市民を守る」といった文言を計画の基本理念に追加
- ・グループホーム入居希望リストがあることと活用方法を計画に明記

7. 自立支援協議会等からの意見

平成 29 年 9 月 20 日の市川市社会福祉審議会 第 3 回障害者福祉専門分科会において、市川市自立支援協議会との意見交換が行われ、市川市自立支援協議会としての課題認識が示されました。その概要は以下のとおりです。

(1) 相談支援部会

課題	提案
<p><u>①市の相談支援</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・どこにいったら相談できるかわかりにくい現状がある。 ・基幹相談支援センター「えくる」や中核地域生活支援センター「がじゅまる」における相談終了にならない方の滞留が多い。 ・サービスに繋がりにくい人への支援のあり方をどのようにするか。 ・基幹相談支援センターの評価機能をどう位置づけるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談受付の窓口の障害者支援課への一本化 ・基幹相談支援センターの拡大・拡充
<p><u>②計画相談支援・障害児相談支援・地域相談支援</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画相談支援の認知度や定着度が低い。 ・計画相談支援を受ける際のトリアージの仕方に難しさがある。 ・相談支援事業所数と相談支援専門員の絶対数が足りない。また、専従職員が少ない。 ・計画相談支援事業所間で受けている件数等にバラツキがある。 ・計画相談支援に係る報酬単価が低い。 ・セルフプラン率が高い。 ・計画相談支援事業所とその他の相談機関の役割分担を明確化する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画相談の周知・普及や連携の必要性 ・当事者、事業者、行政の三者が満足できる仕組みの構築の必要性
<p><u>③就労に関連した相談</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援体制の確立と就労支援の促進がリンクしていない現状がある。 ・就労している人の生活支援をどこが行うのか。 ・就労の定着支援の定義を見直す必要がある。 ・雇用率に算定されない（週 1～2 回程度で短時間での労働）人への対応をする必要がある。 	

<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズはあっても支援にあてはまらない人が障害者就労支援センター「アクセス」や障害者就業・生活支援センター「いちされん」に滞留している。 	
<p><u>④権利擁護</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・後見センターの創設
<p><u>⑤サービスや社会資源について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス（居宅介護・グループホーム・短期入所・移動支援）の受け皿が少ない。 ・重度心身障害児者や医療的ケア児・者への対応ができる事業所が少ない。 ・地域生活支援事業の利用に柔軟性が欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・移動支援の利用の柔軟性・対象者の拡大 ・地域で暮らしていくためのサービスなどの社会資源の充実 ・市レベルにない社会資源との連携の必要性
<p><u>⑥住まい</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保証人がいない人の住居確保が難しい。 ・住み続けるための支援が必要である。 	
<p><u>⑦連携</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察との連携や自殺未遂者への夜間・休日対応をどのように行うのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政における所管間（障害と教育や高齢）の連携ができる仕組みづくり ・学校や関係機関との協議の場の設置 ・障害と高齢の連携の必要性や役割分担の明確化 ・介護保険分野との連携強化（ショートステイや通所でのハードの共有） ・介護保険分野に対する大人の発達障害の理解促進や普及啓発 ・地域住民との連携や協働
<p><u>⑧高齢化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・老老介護、老障介護などの本人や家族の高齢化が問題となっている。 ・地域生活支援拠点と絡めて、地域で暮らしていくための具体的な方策が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスの利用に上手く繋がらない人への支援、手帳所持者や介護者の年齢層での人数把握
<p><u>⑨その他</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報アクセシビリティが弱い。 ・災害発生時や発生後の支援の仕組みを構築する必要がある。 ・研修開催の際の会場の確保を支援してもらいたい。 ・中途障害による、失職のリスクが高い。 ・経済的に問題を抱えている人へのフォローが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域でのリハビリテーションの推進、 ・福祉教育の推進 ・引きこもりや虐待の掘り起こしに繋がるコミュニティーナースの取組を補助金や委託により事業化

<ul style="list-style-type: none"> ・障害児福祉計画と障害福祉計画の連動性を確保する必要がある。 ・障害者の概念を再定義する必要性（手帳所持者→支援が必要な人） 	
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

（２）生活支援部会

課題	提案
<ul style="list-style-type: none"> ・送迎体制の確立 ・南部地域の事業所の計画的開設 ・車椅子・ベッド等そのまま利用できる日中の場の整備 ・本人の高齢化対策（共生型サービス（介護保険事業の併設）、バリアフリー化、スタッフ養成） ・日中事業所の継続運営、新規立ち上げの推進の為の家賃補助制度の継続 ・医療との連携・協働の推進（とりわけ医療的ケア・精神障害分野） ・外泊体験の場、一定期間集中して体験・訓練できる場、宿泊型自立訓練などの地域移行を支える資源作り ・緊急で避難できる場、寂しさから逃れる場、夜間から早朝独りにならない居場所作り 	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターの充実（当初目標としていた3ヶ所の設置） ○人材確保・定着・育成 <ul style="list-style-type: none"> ・「研修」等を事業化し予算の裏付けをはかること ・市内・県内の大学や福祉系の養成機関との連携を充実させる取り組みを明記すること ・人材に関する中長期にわたる具体的な計画を立て、実施すること ・人材を支える仕組の構築をすること ・ピアスタッフ（ピアサポーター）の育成、定着支援、研修の仕組み作りに取り組むこと ・権利擁護者（アドボケート）の育成に取り組むこと ○啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・市川の福祉を伝えるポップな総合パンフレット作り ・義務教育との連携

地域生活支援拠点についての提言

<ul style="list-style-type: none"> ・平成32年度末までに地域生活支援拠点をスタートすること <p>①相談機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点と基幹相談支援センターが有機的な連携を取れる体制とすること <p>②体験の場について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊体験の場の重要性を認識すること ・地域生活支援事業の安心生活支援事業等の事業を活用すること <p>③緊急時の宿泊</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給決定のない場合も想定し、短期入所以外の資源の活用がはかれるよう、空床確保の経費・待機人員の人件費の保証をすること <p>④人材の確保育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「相談」「コーディネート」「宿泊」に対応できる人材を、分野の偏りなく確保・育成できるよう、市全体の取り組みとして位置付けること

<ul style="list-style-type: none"> ・法人等が協働し、継続的・計画的に拠点に携わる人を出せる仕組みを構築すること ・人材が定着するよう、従事者を支える仕組みを構築すること <p>⑤地域の体制作りについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点には専従のコーディネーターを置くこと ・地域生活支援拠点の宿泊を担うところについては、夜間体制を取れるようにすること ・グループホームの開設を計画的に行い、運営について手厚い支援を行うこと ・高齢化・重度化に対応できるよう、移動支援の時間数を増やす、利用条件の緩和など柔軟な運用をはかること ・地域包括ケアシステムを見据え、他制度等との連携を意識した体制作りを目指すこと

(3) 就労支援部会

課題	提案
<p>○就職後の定着支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援者のマンパワーの限界のため、ケースへのフォローが低下している。 ・仕事以外の相談等、これまで想定していなかった定着支援の負担が増加している。 ・一般就労により、利用していた福祉サービスが途切れてしまう。 <p>○就労以外の相談の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕事以外（家族の高齢化に伴う介護問題等）の相談が増加している。 <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般就労により福祉サービスが途切れることとなり、就労支援機関と相談支援機関との連携の在り方・役割分担の明確化が必要である。 	<p>○場の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕事後に立ち寄れる場所やニーズをすくい上げる場所が必要 ・職場内・職場外での当事者同士の支え合いのための場所が必要

(4) 障害者団体連絡会

課題	提案
	<p>○防災対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所の設置場所や運営方法の確立 ・平成32年度までの避難行動要支援者名簿に関する覚書の自治会との取り交わしの推進 ・防災に関する周知の充実 <p>○精神保健福祉について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引きこもりや自殺願望者に対する特別な支援体制の実施

8. 課題のまとめ

第2章の「1 障害者施策をめぐる内外の動き」から「7 自立支援協議会等からの意見」を踏まえ、本市として、第3次いちかわハートフルプラン策定にあたっての課題を以下のように整理しました。

(1) 相談支援・権利擁護体制の充実

- ・相談窓口のわかりづらさ
- ・セルフプラン率の高さ
- ・サービスにつながりにくい人や制度の狭間にいる人への支援
- ・相談支援に対応できる人材の確保
- ・相談支援の質の確保・向上
- ・後見センター創設や成年後見制度利用促進法における市町村計画策定などの体制整備
- ・障害者虐待防止や障害者差別解消に関する周知・啓発

(2) 就労支援の推進

- ・一般就労の促進
- ・一般就労への移行に伴う、福祉サービス（計画相談支援）の利用中断
- ・就職後の働き続けるための定着支援
- ・就労している人の生活支援のあり方
- ・福祉的就労の充実

(3) 地域生活の充実

- ・地域生活支援拠点等の整備
- ・グループホームなどの暮らしの場の充実
- ・市南部における社会資源の新設
- ・地域移行支援や地域定着支援の推進
- ・本人や家族の高齢化や親亡き後への対応
- ・移動支援の利用方法の柔軟な運用
- ・道路や公共施設等のバリアフリー
- ・情報アクセシビリティの向上
- ・地域におけるリハビリテーション体制の整備

(4) 災害対策の推進

- ・福祉避難室や福祉避難所の体制整備
- ・福祉用具の備蓄
- ・市民に対する障害の理解促進や普及啓発
- ・避難行動要支援者名簿の取り交わしと避難行動要支援者への対応

(5) 障害児支援の推進

- ・子育て、教育、福祉の連携
- ・医療的ケアを要する児童への支援
- ・障害児相談支援の推進
- ・スマイルプランの普及・活用

(6) 人材の確保と育成

- ・障害者福祉の担い手となる人材の確保と育成
- ・障害福祉に関する国の報酬単価の低さ
- ・人材の確保・育成に関する研修などにおける補助制度
- ・専門的な知識や技術の普及

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の理念

【理念】

「このまちで共に生きる」

—多様性を認め合う、自ら選択・決定する—

私たちは、障害のある人³もない人も、こどもも高齢者も、それぞれ異なる性別、文化、歴史、背景や経験を持つ市民同士が一人ひとりの多様性を尊重し、共に支えあい、認め合う社会を実現します。

障害のある人もない人も、住み慣れた地域のなかで、一人ひとりが自らの意思で主体的に、尊厳を持って生活を営む権利があります。

すべての場面における障害のある人の参加の権利を確保し、一人ひとりが地域社会の一員としての役割を担うことのできる社会づくりを推進するために、都市、制度、文化、情報、意識などのあらゆる面で障害のある人の社会参加における障壁をなくし、合理的配慮による選択と自己決定のできる環境を充実させる必要があります。

本計画では、最も基本となる理念を以上のように「このまちで共に生きる」と定め、計画を推進します。

³本計画における“障害のある人”の範囲は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者だけでなく、手帳を所持しない発達障害、高次脳機能障害、難病の方なども含め、日常生活や社会生活を送る上で何らかの障害を有する全ての市民を対象とします。

2. 計画の将来像

本市の基本構想では、まちづくりの基本理念として、生涯を通して誰もが一人の人間として夢や生きがいを持って安心して生活できるよう、思いやりや慈しみの心のもとで、全ての人を認め合う「人間尊重」などの理念を基本に、まちづくりの将来都市像として「ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ」を掲げ、この将来像に向かって様々な施策を推進しています。

こうした基本構想に掲げる理念や将来像を踏まえ、本計画では、計画の基本的な理念である「このまちで共に生きる」を実現できる地域社会をつくる上で、以下のような“将来像”を掲げます。

【将来像】

「誰もが自分にあった生活を選ぶことができ、
安心して暮らせるまち」

—全国でも指折りの“障害のある人が住みやすいまち”を目指して—

3. 計画の基本目標と施策推進の方向

(1) 基本目標

市民の意識やニーズ、現状における諸課題を踏まえた中で、将来像の実現に向けた基本目標を以下のように定めます。

① ライフステージを通じたその人らしい暮らしの実現

全ての障害のある人がその人らしい暮らしを実現できるよう、制度や仕組みの総合化とともに、障害の特性やライフスタイル、さらには本人や家族の高齢化への対応をも踏まえ、それぞれのライフステージに応じた切れ目のないきめ細かなサービスを展開します。また、その上で、障害のある人自らの教育や就労の機会の積極的な活用を促進します。

② 誰にとっても安心なまちの実現

道路や建物、交通機関の更なるバリアフリー化、災害時の支援体制の整備などを通じて、全ての市民が安全で快適に過ごせるユニバーサルなまちづくりを進めます。また、いつまでも安心して暮らし続けることができるよう、住居の確保に係る公的なセーフティネットの整備や身近な医療機能の充実、相談体制の整備、わかりやすい情報の提供に努めます。

③ 地域の理解と相互の支え合いの実現

地域や職場における障害に対する理解を深めながら、人々のつながりを促進します。また、全ての人が、障害の有無によって分け隔てられることなく、地域や職場の一員として、相互に支え合う社会の実現を目指します。

(2) 施策推進の方向

基本目標の実現に向けて、以下のような分野別の方向に沿って施策を推進します。

- ① 子育て・教育の充実 ～のびのびと育つ～
- ② 社会参加・就労の促進 ～地域で活動する～
- ③ 生活支援の充実 ～地域で暮らす～
- ④ 相談・権利擁護体制の確立 ～自分で決める～
- ⑤ 保健・医療・リハビリテーションの充実 ～健やかに暮らす～
- ⑥ 誰にとっても暮らしやすいまちづくりの推進 ～安心して暮らす～
- ⑦ 地域の理解・支援の促進 ～地域で支え合う～

4. 各施策に共通する横断的視点

(1) 障害のある人等の意見の尊重と障害のある人自らの意思決定の支援

障害のある人は、自らの決定に基づき社会に参加する主体であることを踏まえ、障害者施策の策定・実施に当たっては、障害のある人及びその家族等の関係者の意見を聞き、尊重します。

また、障害のある人が合理的配慮により自らの意思を選択・決定し、その意思を表明できるように、相談支援・権利擁護体制の充実による意思決定の支援と、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。

(2) 障害のある人を中心とした総合的な支援

障害のある人が各ライフステージを通じて、適切な支援が受けられるよう、保健・医療、教育、福祉、雇用等の各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。支援に当たっては、その人らしい暮らしの実現の観点に立って行うよう留意します。

(3) 障害特性等に配慮した支援

障害者施策の実施に当たっては、性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じ、きめ細かく対応します。

また、様々な障害の特性等について、より一層の理解が進むよう周知・啓発活動を行うとともに、施策の充実を図ります。

(4) アクセシビリティの向上

障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している、事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進め、ソフト・ハード両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、様々な情報やサービス等に関する利用しやすさを示すアクセシビリティの向上を図ります。

あわせて、社会全体のユニバーサル化を推進する観点から、積極的な広報・啓発活動に努めるとともに企業、市民団体等の民間団体の取組を積極的に支援します。

(5) 障害を理由とする差別の解消

障害を理由とする差別は、障害のある人のその人らしい暮らしの実現に深刻な影響を与えるものであるため、障害者差別解消法や障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例に基づき、障害者団体を始めとする様々な団体との連携を図りながら、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を積極的に推進します。

【理 念】

「このまちで共に生きる」

—多様性を認め合う、自ら選択・決定する—

【将来像】

**「誰もが自分にあった生活を選ぶことができ、
安心して暮らせるまち」**

—全国でも指折りの“障害のある人が住みやすいまち”を目指して—

【基本目標】

**① ライフステージを
通じたその人らしい
暮らしの実現**

**② 誰にとっても
安心なまちの
実現**

**③ 地域の理解と
相互の支え合い
の実現**

【各施策に共通する横断的視点】

- ① 障害のある人等の意見の尊重と障害のある人自らの意思決定の支援
- ② 障害のある人を中心とした総合的な支援
- ③ 障害特性等に配慮した支援
- ④ アクセシビリティの向上
- ⑤ 障害を理由とする差別の解消

【施策推進の方向】

- ① 子育て・教育の充実 ～のびのびと育つ～
- ② 社会参加・就労の促進 ～地域で活動する～
- ③ 生活支援の充実 ～地域で暮らす～
- ④ 相談・権利擁護体制の確立 ～自分で決める～
- ⑤ 保健・医療・リハビリテーションの充実 ～健やかに暮らす～
- ⑥ 誰にとっても暮らしやすいまちづくりの推進 ～安心して暮らす～
- ⑦ 地域の理解・支援の促進 ～地域で支え合う～

5. 施策体系

